

第8日目（3月7日）

○議 長（山田 勝君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

○議 長 日程は事前にお配りの日程表のとおりでございます。

〔午前9時30分〕

○議 長 それでは、日程第1、第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは、第21号議案についてご説明申し上げます。本案は市長からの諮問に対しまして平成27年11月6日付 南魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、市議会議員の議員報酬と、国の「特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律案」と県内近隣市の状況を勘案し、期末手当の改正を行いたく、当該条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容につきましては、議案資料3ページ新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条 議員報酬につきまして、記載の第1号から5号に記載のとおり、改正したいものであります。議長が6,100円増の38万9,300円、副議長が1万7,700円減の31万7,600円、常任委員長及び議会運営委員長が3,100円増の30万円、議員が1万2,600円増の同じく30万円であります。なお、副議長につきましては減額となっており、各常任委員長及び議会運営委員長は議員同額としております。

第5条第2項では、近隣市の状況を勘案し、また国における一般職の指定職員の国家公務員に準じ、大臣等の特別級を0.05月分引き上げるとした改定内容に準じまして、期末手当の支給月数を6月と12月に配分し、現行の3.05月分から3.10月分に改定させていただきたいものであります。

附則として、この条例の施行日を、平成28年4月1日としたいものであります。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24番・関常幸君。

○関 常幸君 ただいま近隣市議会を勘案して、というふうなお話がありましたが、もう少し報酬審議会の開催回数とか、審議内容を。例えば全国の市議会の平均でいけば41万4,000円とか、5から10万人であれば38万2,000円とか、5人未満でも32万4,000円とか、県全体の平均でいきましても33万8,000円とか。近隣市というのは私が推測するに魚沼を指しているのかという感じがいたしますけれども、そこらあたりを含めて、もう少し内容を教えてもらえればいいと思います。

それから今回、審議会も精力的に私どもに対してアンケート等も行われたようであります

が、そのアンケートの内容につきましても——私も書きましたが、例えば審議の中で会派とか議員活動とかいろいろありましたけれども、やはり例えば、議員は私的であっても365日、私は議員活動をしているのだろうとっておりますが、そういうふうな議論が果たしてあったのかどうかとか、そういうところを聞かせてもらいたいと思います。

もう1点ですが、今回30万円というのは、私はもとに戻ったなというふうな思いですけども、そこらあたりの審議内容はどうだったのでしょうか。

それから、副議長が下がっておりますし、常任委員長も下がっております。これらも近隣市がこうだから下げたのだというふうな検討内容であったのか、もう少しそのあたり、内容についてお願いできればと思います。以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 報酬等審議会につきましては、全部で4回開催をさせていただきました。審議会には全国の市の議員報酬や県内20市の人口財政指標、当市の職員給与などの資料を事前配付いたしまして、これまでの報酬審議会の経緯を説明いたしました。その中で新たに、市長の年間実働時間がわかる資料や、議員の活動実態がわかるように資料を請求されまして、これに対応して議員アンケートなども実施をいたしました。議員アンケートにつきましては、今ほども、関議員の方からありましたが、活動については、それぞれ個人の捉え方というのがありまして、大きく差が出てきたところでございます。なかなか一律にそれを評価するというのは難しいことではございました。

主たる議論といたしましては、当初現状維持の声というのが大勢を占めていたところですけども、議員の活動状況が見えてきた中で、議員報酬だけで生活が成り立つのかといった意見や、報酬は据え置いて、政務調査費を増額してはどうか、などとの意見も出ております。また、市長対比率につきましては重視をしないということで早々に合意が形成をされておまして、他の自治体との均衡面では、全国との比較は不要ということで、これも方針が早々に決まっております。最終的には周辺市との均衡が重要とのことで、その後に個々の役職の答申金額が決定をされましたが、副議長、委員長の金額も含め、積み上げた議論をベースに、周辺市との均衡を図る中で決定をされております。

なお、副議長につきましては減額ということになっておりますけれども、これも県内の状況、あるいは近隣市の状況を踏まえて今回の額とさせていただいております。また、常任委員長につきましては、県内20市の中で額が違っているのは当市だけとなっております、これも県内、あるいは近隣市の状況に合わせてもらったということでございます。以上です…（「近隣市はどこか」と叫ぶ者あり）

近隣市につきましては、小千谷、十日町、魚沼市ということで、参考にさせていただきました。以上です。

○議長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 全国との比較はしないというのが早々に決まったということではありますが、そういうことは議論があってそうなったのであれば、その内容を聞かせてもらいたいと思

ます。私ども、新潟県、近隣市が全国の市議会と活動の面で劣っているというふうな意見があつて、全国とはしない、ただ単純に全国とはしないというふうな意見があつてなつたのか、そこだけ1点聞かせてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 全国との比較につきましては、何も議論しないで早々に比較はしないということではありませんで、当初、財政力指数、財政規模、いろいろな財政状況を全国、あるいは県内の比較をさせていただきましたけれども、なかなかやはり全国規模と比べるとは当市はまだそのレベルではないだろうということで、全国との比較は置いておいてということで、県内あるいは近隣市ということで焦点を絞って比較をさせていただきました。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほどの24番議員と関連もしますけれども、今回決めた経緯といたしまして、その審議会があつたわけですが、我が議会とも多少なり話したほうがよかつたのかという思いがあります。そういう面ではアンケートはとりましたが、直接的な話というものはないかと思つておられますけれども、その辺がいかがなものでしょうか。

そして、職員にはラスパイレス指数がありまして、全国の数値に対してと出ています。うちも九十数%というふうに認識していますけれども、そういったときに全国を今回しなかつたというわけですが、そういった面でいかなるものでしょうか。市長からお答えいただければと思います。

うちはうちで、近隣市には常任委員長とかそういうものが一緒だつたということですが、非常に委員会としても、委員長としてのことも多いだろうし、また広報委員会とかそういうものに対しては、普通の議員よりもそこに対するかなりの時間というのは、労働力としてはかかっていると思つておられます。上げていかなければいけないと個人的には思つておられますけれども、そういった面でも我々議会との話し合いがあつても多少はよかつたのではないかと思つておられます。その辺についていかがお思いでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 この特別職の報酬等審議会、これにつきましては議員の皆さん、あるいは例えば職員の部分、私の部分も含めてそれを事前に話し合うということは一切しません。これはそういうことをご理解いただかないと、議員の皆さんと話し合つて、報酬審議会の委員の皆さん方が議員報酬を決めたなんていうことになりますと、これは全く完全なもたれ合いですから、それはもうきちんと守つていかななくてはなりません。

そのために審議委員をこちらからお願いをして、しかも、審議内容の個人の発言というのは一切公表していません、全体的な部分ではやっておりますけれども。どういう方がこう言つたということは、これはやはり差し障りがあるということでもあります。議会の皆さんがいくら望んでもそれは無理だということをご理解いただきたいと思います。

それから、ラスパイレス指数につきましては、職員は国公準拠、国の公務員に準拠するというのをずっと決めてやっております。国公準拠でないところもありますけれども、それ

を変えるということになればまた別ですが、私どもはずっと合併以来、合併以前もほとんどそうすけれども、そういう形でやってきております。特別職、私たちも含めて議会の皆さん方を、ラスパイレスの関係で算定をするということは、一切今まではやっておりませんし、確かこれからもそれはないと思います。ただ、これは審議委員の皆さん方の考え方でありますので、我々がそれについて異論を差し挟むとか、そういうことは一切できないということだと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 本場に議長なんかですと公務も多忙ですし、今回は上がりますけれども、以前、合併後すぐは40万円だったと思いますし、副議長につきましても35万だったと思います。本当に市長ほどとはいいませんけれども、毎日いろいろなところに呼ばれて、交際費もあるわけですけれども、やはりそういう面も配慮すべきだったのではないかと思っております。そういう点についてはいかがお思いでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど申し上げましたように、私どもがここに差配をしてくれとか、これを考えてくれとかということは一切そこでは申し上げられない、これは審議委員の特性としてそういうことであります。私のほうから諮問するのは、今回これはご承知のように白紙諮問ですから。1回下げるということになって、そこでいろいろ問題点も出たということですので、今回は一切白紙です。そこから始まってですので、今までとは異例の4回も審議委員の皆さん方がそういう形でやっていただいたということです。

これを議会の場で、私がそれは良かった、悪かったということは一切言えませんし、皆さん方からご不満やご賛同があるのは、それはそれでこの場できちんと議論されているわけですから、公の中に出るわけですけれども、これについては私どもがそこに異論を挟むと——特殊なことが出れば別ですけれども——これはできないということでご理解をいただきたいと思っております。ですので、私の所見をここで述べろといわれても、それは述べられないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 では、その審議委員会の中で、いろいろ今触れられて、近隣市——また等々の4回の会議があった中ですがけれども、主にどういった議論が交わされたのでしょうか。アンケート等も見ていろいろとは言いましたけれども、その審議の内容で、ここで話ができるのであれば、誰か聞いている方はお答えいただきたいと思えます。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 審議会の内容ということで、あまり細かい内容をここでご説明するわけにもいきませんが、まず先ほど議員のほうからお話がありました、議会のほうからも必要があれば出向いてお話をしたいという申し出があったということは、お伝えをいたしました。その中で、審議委員さんはそれには及ばないという結論がまずございました。

それから、全国の動向につきましては資料も提出をいたしましたし、全国的には新潟県が

低いのだという説明もさせていただきました。審議委員さんの中からは、やはり西日本のほうが全体的に高いだろうというようなお話が出たり、あるいは全国の位置づけはわかったけれども、全国的に合わせていくことは市民の理解が到底得られないだろうという議論もございました。

それから、議長、それから副議長、委員長職についてですけれども、これにつきましてはまず大枠の議論を先にしたということをご理解いただきたいと思います。全国の動向がどうか、市長や議員各位の活動状況がどうか、そういった議論をまず先にしまして、では何を最終的に指標として自分たちが考えていくのだという議論がなされました。

そして、2回目の審議会の終わりのころに、いろいろこう検討を進めてきたけれども、最後はやはり近隣市を指標にするべきだろうというのが決定をされまして、3回目、4回目につきましては、それに基づいて細かな金額をそれぞれの役職について議論して決めていったということになります。

ですので、議長が激務である、あるいは委員長職は他市に比べていろいろというような細かいところは、皆さんの思いはあるとは思いますが、最終的にいろいろやった中で、近隣市を指標にしようというのが先に決まったということをご理解いただければと思います。以上です。

○議長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ちょっとお聞きしたいのですが、うちは議員の給料を聞くときには、上げたり下げたりするときは報酬審議会にかけるとなっていますが、近隣市や新潟県内は報酬審議会にかけていないところもあるのですが、そのところをちょっと教えてほしいのです。

例えば小千谷とか、例にしたところが報酬審議会にかけていないのに、例えば下げたり上げたりするときに、ずっと横並びでいっているのに、そのときばかりそれを使ったり、このときはこうしたりというのは、ちょっと根本的な制度が違うので、そのところを調べた上でやったのかどうかについてお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 これは合併後、確か2回か3回、議員の皆さん方の報酬について、数はちょっとわかりませんが、確か審議会で議論していただいたと思っている。それはいわゆる職員に対しての人事院勧告が出まして、大幅に上がったとか、下がったとか、私のことにまでそのことが及んだときに、私のことまでですよ、それまでは長対比率ということをずっと慣例としてやってきておりましたので、前々回ですか、前回、皆さん方が下がったときです、このときも結局市長の給与も——市長の給与というのは、一般的には別に人事院勧告でないのです。しかし、今回総理大臣も含め、大臣、そういう皆さん方のところまで及んだものですから、当然私のところまで及んだと。

そして、私に及びましたので、前々回は皆さん方のその長対比率で、いろいろご不満もあったでしょうけれども、下げさせていただいたと。今回は、その長対比率は一切、これから

は考えません、無視しますと。そこから、ですからゼロから始まったわけです。

それから、かける審議委員の皆さん方に、皆さんは特別職ですから、いつかけられたってそれに対しての不満は言えないわけですが、特別職ですのでそれは当然ですが、ただ私のほうの諮問に議員の皆さんの部分が入らなければ、当然それは入らないわけです。

ですから、他の市町村がどういう形で諮問しているか、これについては全部のことをとてもしちい調べませんのでそういう形です。ですので、今度は、長対比率は考えないということになりますと、相当特殊な要因でもなければ、議会の皆さん方の報酬については、そう審議会にかけるものではないだろうというふうに思っております。そういう流れです。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 近隣市、並びに県内の20市の審議会の開催でございますけれども、ことし、新発田市のほうで県内の動向をまとめた資料がございまして、それによりまして平成26年度、昨年度につきましては20市全市で開催をしております。それから今年度につきましては、開催見込み——調査日がちょっと古いものですからまだ今年度全部終わっていませんけれども、私どもで把握している中で14市のほうで開催が既に予定日が決まっていた、あるいは開催をしたというのがございます。ちなみに十日町市につきましては、1月の下旬、それから魚沼市に関しましては12月25日、小千谷市につきましては28年1月開催予定というようなことで調査がきております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 開催した、していないではなくて、議員がこの報酬審議会の対象になっているかを聞いているのです。県内はどうか、あとは近隣の自治体がどうか。なっていないところもあるわけですね。確か、私はそうだと思うのです。そのところをちゃんと調べていないで、このときはこれをやるとか、ここだけ引っ張ってやるというのは、ちょっと私は違うのではないのかと思うのです。ちょっとそのところを、開催した、していないなんてことを聞いているのではなくて、議員がなっているかどうか、そこを教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど私が申し上げましたように、特別職等報酬審議会、その審議委員です。皆さん方は特別職ですから、かけられておかしいとか、かけなくておかしいとかなんて議論すらできないということです。ですから、私がさっき申し上げましたように、特殊な部分が出ればかけますと。特殊な部分がでなければ、私が諮問をしませんから。諮問しない部分をいちいちやるということはありません。今でもどこがどうだというのは、ですけども、特別職のときに市長がこうであったとか、議員はこうであったとか全部出ているでしょう、ほとんどの市が出ていますよ。据え置きとか。

ですので、かけるのがいい悪いではなくて、皆さんは特別職ですからいつかけられても、これはどうしようもないということをご理解いただかないと、あのときかけたのが悪かった、このときかけなくて悪かったなんて議論は、とてもここでできるものではありませんので、

その基本をご理解いただかないと、その議論は前に進まないということでもあります。

(「わかりますよね、主旨、言っていること」と叫ぶ者あり) わかっています。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 大変失礼いたしました。昨年度の実績でありますけれども、県内 20 市のうち、白紙諮問が 17 市というふうになっております。引き下げ等の諮問を行ったところが 2 市、期末手当等の諮問を行ったところが 1 市ということで、白紙諮問の 17 市につきましては、全て議員の報酬等も審議会の内容に含まれているものだというふうに理解しております。

○議 長 牧野議員に確認します。特別職報酬審議会条例の中に議員が入っていないかどうか、入っていない部分があるのではないかと、その質問でよろしいでしょうか。

秘書広報室長。

○秘書広報室長 全市の条例を全てつぶさにみたわけではありませんけれども、基本的には全ての市で議員報酬は審議の内容に含まれているものだというふうに考えております。

○議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私がここのところをしっかりと調べていけばよかったです、私もネットワークがあるのですよ。その中で、報酬審議会にうちの議員はかかっていないけどな、という議員も県内にいた記憶が私はあるのです。だから、その答弁を後でもらっても困る点があるのです。今、正直、本当にネットでも調べられれば私は調べたいですが、そういうわけにもいかない、要は近隣自治体のことは、報酬審議会にかかっているか、かかっていないかはわかりませんということですよ。そういうものだと思います、という断定ですよ、今の担当課のは。私はそういうふうにとったのですが、これ以上やってもしょうがないので、私の中で判断させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 近隣市とかというそういう議論ではなくて、皆さんは特別職ですから、特別職等報酬審議会、特別職が含まれるのは当たり前でしょう。それをご理解いただかないと、特別職から議員を抜いていいのですか。皆さん特別職ですよ……（「そういうところがある」と叫ぶ者あり）そういうところがあるろうが、なかろうが、特別職という定義からすれば、今まで我々の歩んできた道はずっと、議員の皆さんの報酬について諮問したときはちゃんとやりますよということになっているわけですから。それが隣の市がどうだとか、隣の市だって特別職を、議員という皆さんの立場を特別職から抜いているところはありませんよ。

そして、皆さんの報酬がどこで決まるかといえば、この審議会で答申を受けたものをここに議案として出して決まってくるわけですから、その順序を全く踏まないで、では誰が決めるのですか、議員の報酬を。条例で、ちゃんと条例でこれは入るわけですから。そういうことですから、上げ下げとか、そういう意味でなくて……（「しないところもあるのですよ」と叫ぶ者あり）あったらそれは間違いです、そのほうが。特別職という中に議員を含まないで、議員の皆さんのものは全く別棚ですなんてことは、あり得ないわけですから。それはそうす

れば議員だけ特別なことをやっているのかもわかりません。それはわかりませんが、それはほかの市がどうだこうだという議論ではないということをもまずご理解いただかないと、それはちょっと出だしの議論ができないということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 確認も含めてお聞きいたしますけれども、まずこの件につきましては、白紙で出されてこういう数値といますか、金額が出てきたということですが、審議会の方々が白紙でいただいて、それなりに検討しながら数字を出すということは、非常に私は大変素晴らしいことだとは思っています。ただ、それにはいろいろな状況とか、この自治体の中での経過とか、そういうものを含めて判断していただかななくてはならないわけです。けれども、お話を聞いていると、近隣の状況を参考にして判断したというような話がありました。そして対首長比率は今後考えないのだという話もありました。

それで、今まで副議長——私は副議長のところをこだわっているのですが、副議長がこれだけあったのですけれども、この1万7,000円が一気に下がる。では今までの副議長の報酬はどうだったのか。そこら辺が、審議委員はそんなのはいいよ、シャバの状況で判断するよ、というふうなことでどんどん話を進めてそういう審議会でいいのか。

そういうところに行政のほう、執行部のほうに加わって、今までの経過はこうでしたと、こういう流れがありました、歴史がありますという中で話を進めていかないと、審議委員が出してくれたものを尊重しなくてはというのはわかるのですけれども、それだとちょっと危険があるのではないかと思います。その辺の審議委員会のあり方のところの考え方をひとつお聞きしたいというふうに思います。今回、この近隣の状況に審議委員の皆様が調査して合わせたということだそうでもありますけれども、そうした中では、今度は副議長はどういうところに位置づいたのか、そこもあわせて2点お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 秘書広報室長、あるいは総務部長が申しあげましたように、白紙諮問ですから、当然、全国あるいは県内、そして近隣、これらをまずは俯瞰的にみさせていただいた中で、説明させていただきました中で、まず全国との比較はいらないだろうと、こういうことがまず決まったわけです。それは皆さん方でそう決めていただいたわけです。しからば、県内はどうだと。そして、最終的には県内にも相当ばらつきがあって、やはりそこは近隣市町村とある意味歩をそろえるべきではないかという議論になっていったわけです。

その中で、この副議長、常任委員長、この、ある意味手当的な部分が出ているのは、常任委員長については確か私どもだけだったな——市はそうだったらしいのです。私もそれは知りませんでした。それから副議長が、ある意味、他の市を全部比べてみますと、これは近隣ばかりではないのですけれども、副議長と議長の報酬差が、ある意味うちは少なかったということでしょうね。副議長さんに多くの手当を出していたという——いい方は悪いですけども——そういうことを委員の皆さん方が全て調べた中で、これはやはり近隣市町村に合わせ

ようということになれば、そこも合わせていかなければならないだろうと、こういう議論に至ったわけであります。全てのことは説明して、聞かれたことは説明して、白紙諮問ですので、我々のほうからこうあってほしいとか、そういうことは一切述べられないわけですから。それは議論を聞く中で、聞かれれば答えているという形で終始をさせていただきました。

私も自分の部分に入る以外は、全て出席をさせていただいて、ご質問等にはお答えさせていただいたということであります。ですので、相当皆さん方も一生懸命調べたり、議論をしたりして、ですから4回もかかったということです。そういうことですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容はわかりました。わかりましたが——状況はわかりましたし、ただ副議長が今まで差がなかった、言葉をかえれば高過ぎたから下げたのだというふうに思いますけれども、それにはそれなりの、今までの我が議会というか、我が市の報酬の成り立ちみたいなものがあると思うのです。そういうところをきちんと説明して、そういう他市の比較をされたのか。そして今まで、周辺状況と比較すればいいというふうな審議委員の判断ですけれども、例えば——話は違いますよ、大きく違うのですけれども、例えば、職員の給与が人勸を準拠して、それを1つの参考にしなごうということにしている。

そして、議員の報酬というのは、これは県の議長会でもそうですけれども、ある意味、対首長比率というのは、そういうきちんとした制度ではないですけれども、そういうものも1つ持ちながら今までやってきたわけです。そういうところもきちんと説明しながら審議委員の審議がなされていたのであれば、私は審議委員の皆さんの審議というのは大変すばらしいと思うのですけれども、そののこのところだけお聞きしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 そこはやはり委員の皆さん方の中でいろいろ議論のあったところで、なぜ南魚沼市の——なぜというかどこからが始まりなのだと。それは当然、市になってからですけれども、その前の構成3町の議会の議員の皆さん方の報酬の流れを色濃くもってきて、それで合併をして、そのまま入っていたわけですね。ですから今、町村では副議長、あるいは常任委員長にまだ手当を出しているところがあります。確か湯沢さんもそうです、常任委員長なんかはですね。

しかし、例えば魚沼市さんは我々と一緒に市になったわけですけれども、もうその時点からそういうことはしていない。これは確か市長会の中での流れだと思えるのですけれども、それは私もわかりません。そういうことも全部調べて、我々もできる限りの説明はして。ただ旧3町でどうしていたと言われても、それはちょっともうわかりませんので、まあまあそういうことですが。

それから、職員との比較。これはまずはできないと思ってください、これを。それはわかりでしょう。そして、その長対比率というのも合併以来です、ほとんど。これも確か旧3

町で、私は六日町の議会議員をしていたのですけれども、そのころから長対比率と。3割とか4割とか、そういうことがずっと言われてきていましたので、私はそれが当たり前のものだと思っていましたが、実際はやはりそういうことの明文化はなかったわけでありまして。ですので、そういうことも全部調べて、ご説明をして、その中でこういう答えが、答申がなされたということでありまして。相当委員の皆さん方も細かく、熱心に調査をしていただいたということは、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員の質疑を聞いておりましたけれども、この第21号議案はルールにのっとってなされた議案であるわけでありまして。一番お聞きをしたいのは、この報酬審議会の皆さんの中で、その特別職に、市民の皆さんからお預かりした税の中から報酬として出しているのだと。市民の皆様の税をお預かりして、それを支払うということについて、やはり市内の経済状況等々こういうことまで含めた条件を出してくると、ここも議論していかなければならないのだというような意見があったのではないかと思うのですけれども、そこら辺をちょっとお伺いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 当然そういう議論もございました。それから、市の財政状況とかそういう部分。結局、例えば今の報酬は据え置く、あるいは下げても政務調査費を上げてやればいいのかというような議論もあったわけですが、そこもやはり市民感覚そういうことを重視した中で、それはまずいという話にもなっていたということで、相当市民の皆さん方の市民感情といいますか、経済状態といいますか、そういうことも大きく議論はされておりました。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 このたびの審議委員のメンバーの変更はあったのかどうか、お聞きします。

そして、任期との絡みでどういった経過があるのか。同じメンバーで去年やられて、あるいはおとしもやられて、そして今回も同じメンバーでやられているのか。

そして、なぜこういった形で、従来の手当、報酬が変わったのかという、その大きな原因は何か、ひとつお聞きします。

昨年の議会では、かなりの問題がありまして、市長はどういった答弁をされたか覚えておられるでしょうか。否決までいくかというほどの議論があったというふうに思っていますが、それを踏まえて、どういったお考えで諮問をされたかということが根本的にあるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 まず、先般といいますか、去年の議員の皆さん方の報酬の引き下げの件では、私もここで話し申し上げましたように、これは長対比率ということの中から、私が諮問をして、そして下がったということでありましてね。それについて議会の皆さん方から、それぞれご意見をいただきました。ですので、そういうことを今度は一切抜いて、諮問をさせ

てもらって、その結果がまたどう出るかは私はそれはわかりませんが、いわゆる私の諮問が、それは皆さん方にとっては不満であったということでしょう、そのときは。そこから始まっているわけですから。ですので、今度は白紙諮問と。

そこで、委員の皆さん方は今年の議論はわかっている皆さん方ですから、もうそのときから——そのときというかその後すぐに現行の委員の皆さん方をもう1回再選させていただきますと、これは皆さんにお願いをしました。そして、ですから前回の流れを全部わかりながら、理解しながら今回に至ったということです。

問題がどこにあったかというのは私はわかりません。議員の皆さん方がどこを問題にしたのかというのは、それはよくわかりませんが、まさに今回は私がこうでどうですかということを出したのではなくて、白紙ですから。白紙、全くいろいろな思惑や考え方は入れていなくて、どうぞ、お願いしますということでやったわけで、ですから前回の流れを引き継いだ委員の皆さんが今回もやっていただいた。その前は変わっていたな——大体1回ずつです。特別職の委員のお願いというのは、委嘱は。しかし、今回は異例で2回連続でやらせていただいたということでもあります。

どこに問題があったかというのは、私が言うべきことではなくて皆さん方が——私が議案としては問題があったと思えば出さないわけですから。議会の皆さんがどこに問題があったかというのは、それは皆さん方がお考えになるべきだと思っております。

ですから、前回下げたときの委員の皆さん方をそっくりそのまま、また委員でお願いしましたと、ですので変更はないということです。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そういうメンバーに変更が生じていないというふうに私も思いながら確認をとったわけでありまして。そういった中で、我が市としてこういった諮問を受けて、私が心配なのは委員長手当なのです。委員長手当をなくする理由というのが明確に聞こえてこないのです。近隣市、近隣市ということで、では去年はどうだった。その前ずっとそういった歴史があったということ自体を、大きく否定している今回の答申だというふうに私は思います。メンバーがかわったのであれば、こういった見方もあるかと思うのですが、同じメンバーで、同じ近隣の資料も、多分去年も出ていると思うのです。出ていないわけがないです。あるいは調べないわけがないのです。

そうした中で、こういったことということになると、私は副議長についてはわかりませんが、どれだけの激務だかはわかりませんが、委員長手当については非常に、こういった手法が働いたのかというのは、やはりきちんと議員が理解していないと。非常に負担をかけていると私も思っていますので、答申を受けて、そうだよな、もつともだよなということで、多分議案に提案されたものだというふうに私は思うのです。そうになると提案者の考え方がそうだということでもありますので、今後の問題ですので、その辺をひとつ明解にしておく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市 長 前々回といいますかその前のときのことについて、皆さん方がどう考えて、どこまで調べてどうしたかというのは、私はわかりません。我々のほうでは資料を出しているわけですから。今回はさっきどなたかがおっしゃいましたけれども、委員長手当、これについて、では特別委員長、議会広報とか、今はまた医療対策とかあります。そういう皆さんのところはそれは出ていませんと。それはおかしいと、こういう議論もありました。議論ですから。そして、ですから全部調べた中で、いわゆる町村ではあったと、我々もそういうことでした。しかしながら調べてみたら、他の市では一切ない。

これはなぜそうなのだろう。なぜと言われても、我々もわからないわけですから、それは皆さんの判断だということでもあります。

こういう議案を私が適当だと思えば出すということですがけれども、白紙諮問をしておいて、そして答申が出たのにそれが不満で私が議案として出さない、そういうことは諮問する関係上、私はできません。この部分にどれだけ不満があるか、どういうところに疑問点を持っているかということは別に申し上げませんが、白紙諮問をしておきながら、出た答えに対してそれはおかしいという話はできないわけですから。我々が数値を示して、こういうふうに諮ってくださいと、それについて大きな異論があつてということであれば、またそれはそれぞれのことで言えますけれども、白紙ですから。そうして出たのに、あれが高いの、これが安いなんてことは、それは我々は言いませんから。議案として特に何の齟齬もありませんので、審議委員会の皆さん方の答申どおりの議案を、私が責任を持って出したということです。この内容について不満か、あるいは不満でないか、そのことは申し上げることはありません。

○議 長 18番・岡村雅夫君。簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 白紙だから従わなければならないという市長の考え方ですがけれども、私はあくまでも提案者というのは、諮問を受けて、それに加味することができるのではないかと、いうふうに私は考えるのです。そういった中で、大枠的に対長比を今回から見直すというような話であったとしても、審議会としてアンケートまでとっているわけですから。そうしたら委員長も副議長もその割に激務ではない、あるいは委員長も別に普通の委員も問題なく、同じようなものだというような結果が出たのかどうかというあたりも。

私は今の白紙で諮問したから、白紙で従うのだと、そのとおりでしか私は議案として出せないのだということなのか。その辺をひとつ、2つですね、アンケートまでとってやっているわけですから、なぜだかということは説明をきちんとしておくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 委員の皆さん方は、当然皆さん方からアンケートをいただいたわけですから、細かに全部分析をしておりました。そして、内容の中では、一番最初ですか、関議員がおっしゃったように365日議員活動だという方もいらっしゃいましたし、全くそうでない方もいらっしゃいました。委員の中には、常任委員会の傍聴をしていらっしゃった方もありま

した、傍聴ですね。そのためにではないですよ、以前から。そういう中で、委員長がではどうなのだと、そういう議論があったわけですので、我々がそこに口を挟んで、そうではないということは言えませんから。

それから、諮問の仕方ですけれども、先ほどから申し上げておりますように、こういうことですから白紙で諮問をして、答申が出た中で私はそれが特別、個々の部分について、委員長手当がどうだとか、こうだとかと、そこまで私は踏み込むつもりはありませんから。ですので、私がこれを自分で満足して出した議案かどうかということは、これはこちらに置いていただいて、齟齬は全くありませんから。

それで、我々が委員の皆さん方にそこは違うよという、聞かれたときは答えていますよ。そして皆さんの議論の中で、そこは違うよというときは、それはそうでなくということも言っていますよ。ですので、全てをご理解いただいた上でこうなったということですので、その出し方が悪いとか、そういうことを言われますと、今度はあだやおろそかに諮問もできないと。そうになってしまうわけですから、これは皆さん方からどういう結果が出ようと、不満であろうが、あるいは満足であろうが、あまりそれについて事細かに——細かいはいいですけども、不満が委員の皆さん方に向くようでは、これは委員の皆さん方も困るわけですから、それはひとつ厳に慎んでいただかなくはなりません。経過としてはそういうことで、全て本当によくこのくらい調査をしていただいたというくらい頑張っていたいただいたということは、申し上げておきます。

○議 長 今ほどの答弁の中で、入っておりましたが……。

○市 長 加味はしなければならぬ部分があればしますけれども、今回特別私のほうから、これについてはこうだというそこまでの我々が言う材料も、あるいは皆さん方が本当にいろいろ調べて、そうした中でそこに齟齬がある、瑕疵があるということについては、私は見当たらなかったということです。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加するものであります。先ほどの質疑の中でも、これはルールにのっとって出された議案であります。報酬審議会の皆様には白紙諮問という中で、非常に突っ込んだ議論をしていただいたのだらうと思っています。そして、その結果を受けての答申でありますから、非常に重いものがあると思います。

しかしながら、質疑の中でも私は申し上げました。市民の皆様からお預かりをした税の中から、報酬をいただいているわけであります。この南魚沼市がどういう状況なのか。このことは議員みずからが一番、肌で感じているものと私は思っております。今回は議員報酬並び

に手当をもとに戻すという部分であります。

しかしながら、一度下げたものを戻すと、市民の皆様からは上げるのではないかととられるわけでありますので、私は報酬審議会の皆様にやはり一番言いたいところは、今の市内の経済状況の中で、果たしてもとに戻さなければいけないのかというところであります。

この後、出されるでありましよう議案についても、全く同じ考えで私はあります。この2016年、日本経済はどうなるかということは、いろいろなメディアを通じて出されております。雇用が増加をしていると、この部分はどうか。それは非正規の高齢者と女性、業種別では非製造業と。相対的にみれば賃金水準が低い層に雇用が増えているという状況であります。

では、賃金はどうかといった場合、市内の業者の中、特に若い世代がどういう賃金形態で働いているのか、このことをよく見たときに、議員として果たしてその報酬を、今、もとに戻すだけだといっても、上げるということについてはどうか。やはり真剣に議員同士がもっと議論をすべきではないかと思っております。

報酬審議会の答申、並びに執行部からの提案、こういうルールにのっとった議案提出に対して、反対を述べるものではありませんけれども、やはり市内の経済状況を考えたときに、議員としてどうかという立場から、もとに戻すべきではない、そういう状況だということで、反対の立場で討論に参加するものであります。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 休憩といたします。

[午前10時24分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前10時26分]

○議 長 次に原案に賛成者の討論を許します。

25番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは、第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、私、賛成の立場で討論に参加をいたします。先ほど反対の中でもございました、本当にルールに基づいた審議がきちんとなされたということでありますし、南魚沼市特別職報酬等審議会、この条例につきましても私どもがきちんと決めたこの審議会の中で、本当に審議委員の皆さん方が、このたびはかなり苦勞をしながら一生懸命に審議をしていただいた。

そして、市民の皆さんの感情という話も今ございました。上げることについての感情の理解が、という話もございましたけれども、この審議委員の皆様方がそれぞれ市民の代表だと私は思っております。

そして、このルールに基づいて出てくることについて齟齬もない、これを否定することはない。そして私どもは、これは粛々と認めるべきだというふうに思っていますし、その中で議員の報酬それぞれが、もし高い、いただき過ぎていていると思っっている方がいるのであれば、それなりのまた行動をとっていけばいいと私は感じております。

そんなことで私はこの 21 号議案について賛成の立場で討論に参加いたしました、ぜひ多くの皆様方、見識あるご判断をお願いしたいと思います。

○議 長 次に原案に反対者の討論を許します。22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 議案第 21 号について、反対の立場で討論に立たせていただきます。本当に私も報酬審議会さんの考えというのは、非常に尊重していきたい点もありますけれども、こういうふうな思いもあります。常任委員長、このところが金額が多かった、報酬が高かったというのは、近隣と比較すると、近隣はそういうことをやっていないというふうな話でありますけれども、私はここがまた南魚沼市のカラーだったのではないのかというふうな思いであります。

そういう点もありますので、高い、安いとかそういうことではなく、私は南魚沼のカラーを——本当に大変申しわけないというふうな思いがあるのですが、報酬審議会にせっかく出していた中、このところはこういうふうないところは、私にとっていいところだと思います。こういうカラーを出していくことは、私は大変すばらしいことだと思いますので、この議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。以上の考えで反対ですので、皆様も、ぜひ、反対のほうをよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は本議案について市長の答弁を聞いて、白紙委任だから何も問題ないと思ったから、それをそのまま議案に提案したということについて、若干の疑義があります。先ほどの反対討論にもございましたけれども、財政状況、あるいは市民感情、そういうものが審議会でもう議論されたのかというのは、なかなか出てきませんでした。

私は 1 点指摘しました常任委員長の手当、これについては普通の委員、あるいは議員と議員報酬は同じということについては、どうしても私は納得がいきませんでした。

そうならば私は財政的な問題も絡めて言わせてもらえれば、諮問をしなかったほうがいいのではなかったかという結論であります。現行どおりでやっておいたほうが、議員、あるいは委員会を取りまとめる委員長としても士気は高まる、そういったことも考えてみました。

市長が諮問しなくてもいいという部分があるとするならば、私は議員歳費については諮問しないほうがよかったのではないかと、繰り返し申し上げました。

以上で、私はこの議案についてはやむなく反対ということでございます。以上です。

○議 長 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 22 号議案についてご説明申し上げます。本案も先の第 21 号議案同様に、南魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づく、特別職の職員の給与改定と期末手当についての改定をお願いするものであります。

議案の第 1 条は、南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、常勤特別職であります、市長、副市長、教育長であります。第 2 条は、南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正で、第 3 条は、南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。

内容につきましては、議案資料 3 ページからの新旧対照表でご説明申し上げます。第 1 条関係では、第 2 条第 3 項で期末手当の額を、現行の 3.05 月分から 3.10 月分への改定を、附則の別表第 1 で、給料月額改定をお願いするものであります。市長が 1 万 500 円の増、副市長が 6,400 円、教育長が 200 円の増であります。

4 ページ、第 2 条関係では、水道事業管理者であります。第 2 条第 2 項で給料を 2,800 円の増とし、第 3 項で期末手当の 0.5 月分の引き上げの改定をお願いするものであります。

第 3 条関係では、病院事業管理者の給料を第 3 条で 2,800 円の増とし、第 4 条で期末手当 0.5 月分の引き上げの改定をお願いするものであります。

2 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点お聞きいたしますけれども、これも審議会諮問の件ですが、その議論はともかくとしまして、審議会にこのものも白紙で出されたのかどうかというところをまず 1 点。

そして、個別に話をさせてもらえば、市長のところが多分 3% ぐらい伸びていますよね。あとは 0. 何%ということですがけれども、そこら辺は審議委員の皆さんはどういうような——それこそ他市と比べたとか、そういうのがあるのかどうか分かりませんが、どうい

根拠でそこら辺が、割とこう市長、副市長、ほかの企業長等、役職の方と差が出た上げ幅と
いいますか、状況になっているのですけれども、その説明をちょっと加えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 特別職等報酬審議会でありますので、議会の皆さんと同様でありますから、
当然今、この常勤特別職の給与等については、白紙の諮問であります。この後は、私は私
の部分を審議したときに一切そこに出席しておりませんので、私が答弁できません。総務部
長、あるいは秘書広報室長等が答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 先ほどの議員報酬のところでも触れましたけれども、まず、最初に全国
レベルの比較であるとか云々ということで大きな議論を先にして、その後で、では根幹の決
定する部分はどうかということ、近隣市にならおうという原則をまずつくりました。

ですので、議員報酬もそれから常任委員会の委員長も、それから市長も、教育長も、副市
長も、全てその原則に従って金額を決定しているというところになります。

審議委員の中からも、例えば副議長さんの給与が下がることになるけれども、果たして大
丈夫だろうかというようなことも議論もありました。ありましたけれども、そういった原則
をもとにしてやっていくのが大事だと、それが市民に対する自分たちの説明責任であるとい
うような審議結果があって、この市長、副市長、並びに特別職の額が決定をされて、答申さ
れたものであります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 先ほどの話の中にもありましたように、私が言いたいのは、審議会のあり
方ですね。まず、全国的な比較はいらないうようなこと、そしてまた近隣との
比較の中ではこうだろうというように、その流れもひとつはわかります。ただ、私はこの首
長の報酬を審議会にかけて審議していただくとなれば、これは毎年やっていることですから、
これから市がどういう方向にあるのか。例えば財政的な事案もあるかもしれません。

私に言わせれば、もっとこれからいっぱいやらなければならないことがあるのです。地方
創生のこと、そしてCCRCのこと、そして定住自立圏のこと、課題はいっぱいある。そう
いうところの期待をしながら、一生懸命やってもらいながら、そういうところを判断基準に
するような審議会であれば、私はあまりよくないがなというふうに思うのです。

話を聞いていると、非常に審議会は一生涯懸命やっていますよ。ただ、事務局がついてい
るのであれば、そういうふうな方向に話をもっていくような審議会の——いや、上げろとい
うのではないですよ。審議がそういうふうな方向に行くような、そういうものに携わってい
なければ、審議会の言うとおりに、何でもいいのではないかという話になってしまうので、そ
こら辺の審議会のあり方といたしますか、そこら辺をもう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 先般の議案のときにも申し上げましたが、今回その白紙諮問というのは、
全く我々にとって初めてのことであります。ですから、白紙ですから、皆さんの議論で決め

てくださいということです。

そうでなければ、我々のほうで、こういうことでお願いしたいという諮問をするわけですね。例えば市長の給与であっても。そこで、委員の皆さん方が、我々が諮問をした内容をもとにして議論をしていっていただいて、それが妥当か否かということを決めていただくわけです。今回は特殊であったということをご理解いただかないなりません。

それで、いろいろ仕事なんか議員の皆さんと同じでいっぱいありますから、そっちのほうへ導くようなことを言えなんていったって、それは無理です。これはまた絶対無理。我々が案として出して、例えば大幅に上げる、その理由としてこうだ、ああだ、こうだと、それは言わなければなりませんけれども、今回はそれが全くないわけですので、今回は今までの審議会とは全く違う形をとらせていただいたと。

今後確か、こういうことはそうなくなっていくとは思うのですが、それはわかりません。わかりませんが、そういうことです。ですので、今回のこの諮問については、異例中の異例であったということはまたご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私の先ほどの質問に、誤解を招いているような部分がありまして、大変不本意でありますので、ちょっともう1回言い直しますが、私はそっちのほうに向けていくような事務局の誘導が欲しかったと言っているのでは決してありません。そういうふうなこの我が市の事情を含めて検討される材料を、ちゃんと提供しながら、その中で審議委員の皆さんが近隣と比べながら、我が市の特殊性を見ながら、そういうふうに審議をするというふうな、そういう場づくりみたいなものがちゃんとなされたかということだけです。もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 それは市の状況を説明する中で、100%述べたかどうかは別ですが、仕事だって当然どこの市も地方創生ということはあるわけですし、我々のところはまた特別な部分もある。当然その仕事の部分、ですから市長が年間どのくらいどうだ、こうだということも出たそうでありますから。ですので、それはちゃんとやっていると思います。ただ、単に、さあ近隣と比較してくださいではないわけですので、そこはきちんと説明できるところは説明して、質問が出ればしていたということだと思っております。先ほども申し上げましたように私はここには出ていません。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 大変説明が下手で申しわけありませんでしたが、市のほうで事務局として審議委員さんのほうにお出しした資料の中には、基準財政需要額、あるいは標準財政規模、実質公債費比率、財政力指数等の数値を全て資料の中に入れたほかに、市内の給与所得者の収入金額に関する調べということで、平均的な収入がわかるような資料もつけさせていただき、それを含めてご議論をいただいたところであります。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 報酬審議会の方たちは、南魚沼の経済に対しての、良くなっているとか、あまり変わらないとか、それともちょっと落ちているよというそういうふうな話とか、議論の中で聞こえてきたかどうかについてお聞かせいただきたいです。例えば、情勢ですよ。情勢とあと例えば、みんな給料もあと良くなっているとか、悪くなっているとか、普通だよと、その2点についてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 私が出ている範囲の中では、当然その話は出ております。例えば、一般的に——議員の皆さん方のところですから私はそこしかいませんが——月額 30 万といたしますと、普通の人に比べれば、普通の給与所得者は 200 万とか 250 万とかですよとか、そういう話も出ていた。ですので、それは間違いなく出ていた。

ただ、ごく細かいところまで、経済的にどうだなんていうことは、議論が私のときに、我々のほうの審議をするときに出了かどうか、それはちょっとわかりませんが、相当そういう部分については、やっぱり委員の皆さん方がそれぞれの階層から出てきていただいておりますので、そういう面にも相当敏感ではあるということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市長等の給与の議論のときに、そういった経済的な話が出たかということ、今市長が申し上げたとおり、それだけで生活ができるのかとか、今の民間の感覚はどうだという議論はさせていただきました。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これから提案される部分もあるのですが、今回の一連の改定で、調べればわかるのですが、教えていただきたいのが、人件費ですね、議会関係でどれだけ——人件費というか我々の議員としての増分。また、今回に絡めての常勤特別職で幾らの負担増になるのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、今の議論の中にもありましたけれども、市長については 10%とか近いという話ですが、非常に微々たる増額だというふうには私は捉えるのですが、そうした中でまた同じようなことを聞きますが、そういった白紙で諮問をして答申を受けて、その答申に諮問したからには従わなければならないということなのか。まあ微々たることだから、わかりましたと、今回は議案提案をしないでもいいかというような判断ができるのかどうか。その辺をお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 後段のほうですけれども、先ほども申し上げましたように、今までの諮問は我々のほうで案を出して、いただいた答申でありますから、例えば案と大きく異なるとかそういうことがあれば、また議案にするときに委員の皆さんには申しわけないけれども、と話をすることもわかりませんが、今回は白紙でありますから。それについて私が大きく異論を挟むような部分が全くありませんでしたので、その答申のとおりこの議案にさせていただいたということでもあります。

副市長、教育長、あるいは水道・病院管理者ですね、これらについては個々には私が、例えば上がる、下がるについてはどうだということは全く聞いておりませんが、私の考え方は、私の報酬はそれはもう当然私が決めるわけではありませんから、皆さん方がどういう評価をして、どういう判断をして出していただいたか、それに尽きるわけです。厳しい判断を下されればそれなり、ごうぎ10%も上げろなんてことができれば、またそれはそれなりですが、とても常識以上に——今10%と言いましたがこれは3%ですから、10%ももし上げろなんてことが出たら、これはちょっとという思いは、私のことであれば思いますけれども、やはり原則的には尊重しなければならぬということです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今回の改定に伴う議会の人件費及び常勤特別職の増分につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、確認をさせていただきまして答弁をさせていただきます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの総務部長の発言は、いかがなものかと私は思いました。予算に絡むことで、今回の議案に絡むことで、その数字がすぐ答えられないという——私は微々たるものではないかと指摘しているのですよ、わからないので聞いているのです。それを後ほど、今度は討論が終わって、私はどっちに回ればいいかわからないということですので、その結論が出るまで休憩を私はお願いしたい。どうでしょうか。

○議 長 動議と扱ってよろしいでしょうか。賛成者は……

[挙手なし]

議事を続行いたします。

[挙手あり]

賛成者がおりますので、休憩といたします。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時15分といたします。

[午前10時54分]

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午前11時15分]

○議 長 総務部長。

○総務部長 大変失礼をいたしました。先ほど保留とさせていただきました議員報酬等、それから特別職の増額分についてお答えをさせていただきます。議員報酬等につきましては、総額で437万5,000円、特別職等につきましては61万3,000円となっております。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 休憩まで入れさせて申しわけありませんでしたが、私は先ほど申し上げましたけれども、常勤特別職について61万3,000円、議員については、先ほど討論で申し上げました。そうした中で、私は特にこの今回の特別職については、諮問をしたから答申を実行

しなければならぬという類いではないというふうに感じました。

先ほどの市長の答弁というのは、異論を挟むものではないということになると、白紙だから答申どおり提案しなければならぬという、こういうふうはどうもとれてしまうのです。私は微々たるものだというふうを考えるのですけれども、そうした場合は条例改定までしなくても、例年どおりという形でできなかったのかということを感じましたが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 何度も申し上げておりますように、大きな乖離があれば、それはそのときの市の財政状況、あるいは社会情勢等で議案として出さないということがあるかも知れませんが、今回は特に、皆さん方のことも含めて白紙諮問。まずは基礎をつくったわけですので、審議会もまた新たなですね。ですから、私がそこに上がったから、それは私の分はいいですよとか、議員の皆さん方だけ上げてくださいとか、そういうことは余地がないと思っておりますので、この議案で出させていただきます。

ちなみに、私のことですから、私の給与が高いか、安いか。これは私が判断をするというその基準はないわけです。それこそ、近隣とか同規模とか、あるいは仕事の量、それをでは全部比較して、高いか安いか。これは自分では比較できますけれども、自分では、それを出した審議会の皆さん方に、私がこうだからもっと上げろとか、いや、こうだからもっと下げろとか、それはないと。ですから、余地はないということを申し上げているところであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は本議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

今もここでも申し上げましたけれども、市長が白紙で諮問し、答申を受けた。そして、その結果が何の異論を挟むものではないということと提案をしたということとであります。財政状況とか、あるいは社会情勢を鑑みれば、提案しないこともあり得るということもいただきましたが、まさに今、財政状況から、あるいは社会情勢からしてみましても、まして今議案の特別職61万3,000円です。これについて私はそれを尊重しなければならぬということではなく、横滑りだなど、現状維持だなどということによかったのではないかというふうに感じました。以上が私の反対の理由でございます。よろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の職員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 22 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 23 号議案 南魚沼市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 23 号議案についてご説明申し上げます。なお、差しかえをお願いしてございますので丸正の議案のほうをお願いいたします。

本案も第 22 号議案の常勤特別職と同様に、平成 27 年 11 月 6 日付 南魚沼市特別職報酬等審議会の答申及び平成 27 年人事院勧告等に基づき、現職の教育長の給料及び期末手当の支給月数を改正したいものであります。

教育長につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によりまして、「新教育長」が規定をされました。これによる教育長の給料、手当等は、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例で規定されておりますが、現職の教育長につきましては、経過措置として、「南魚沼市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の附則で、従前の条例の効力を有効とする規定を設けております。このため、第 22 号議案でご決定いただいた額と合わせるため、この附則に必要な規制を加え、改正を行いたいものであります。

改正の内容につきましては、3 ページ、新旧対照表のとおり、附則へ記載の第 3 項及び第 4 項を加えるものであります。第 3 項は経過措置期間の給料の月額を定めるもので、第 4 項は期末手当の額を合わせるものであります。1 ページに戻っていただき、附則として、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 23 号議案 南魚沼市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声があります。反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大変申しわけありません。貴重なお時間をいただきます。第 24 号議案にミスプリントがございましたので、上程前に訂正をお願いさせていただきたいものでございます。20 ページをお願いいたします。議案 20 ページの（6）医療職給料表（3）、6 級のところの 1 番、「看護部長の職務の職務」ということで、職務が 2 回重なっておりますので、「職務」の削除をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

○議 長 日程第 4、第 24 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 24 号議案についてご説明を申し上げます。本案は昨年 8 月 6 日に出されました人事院による給与改定に関する勧告と、行政不服審査法及び地方公務員法の改正に基づき、職員の給料表等、所要の改定を行うための改正をお願いするものであります。

なお、人事院の給与勧告に基づく、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律の国会での可決が、平成 28 年 1 月 20 日となったことにより、今回の提案となったものであります。

本年の人事院勧告のポイントは、平成 27 年度と平成 28 年度 2 か年にわたるものであります。今年度も昨年に引き続き、月例給、期末・勤勉手当ともに引き上げる内容であります。人事院におきましては、従業員 50 人以上のおよそ 1 万 2,300 事業所、約 50 万人の個別給与を調査した結果、月例給、4 月分ではありますが、0.36%、1,469 円、ボーナス、期末勤勉手当の支給月数で 0.11 月、民間が上回っていることから、俸給表及び勤勉手当の支給率を改定するものであります。

改定の主な内容としましては、月例給で平均 0.4%程度の引き上げ、勤勉手当で支給月数を一般職員で 0.10 月分引き上げるものであります。なお、月例給の引き上げにおいては、若年層に主体を置き、初任給を 2,500 円引き上げ、若年層を同程度の引き上げとし、その他は 1,100 円の引き上げを基本に改定しているものであります。

本案は人勧における国の改正に準拠し、平成 27 年度及び平成 28 年度の給与及び勤勉手当

についての改定と、行政不服審査法改正に伴う文言の修正、地方公務員法の改正に伴う、級別職務分類表の改定をお願いするものであります。

1 ページ、第 1 条では、人事院勧告に伴う「南魚沼市職員の給与に関する条例」の改正において、平成 27 年 4 月 1 日に遡及適用をお願いする部分であります。

勤勉手当の支給月数を再任用職員以外の職員で、0.10 月引き上げ、現行の期末勤勉手当の年間 4.10 月を 4.20 月とし、再任用職員につきましては、0.05 月引き上げ、年間 2.15 月を 2.20 月とする改定と、月例給では独自の給料表であります、医師、歯科医師に係る医療職給料表（1）を除いて、給料表の改定を行うもので、行政職給料表（1）では、初任給を 2,500 円引き上げ、その他は 2,400 円から 1,100 円の引き上げを基本にした改定となっており、給与の減額に関する特例措置については、勤勉手当支給月数の改定に伴い、必要な改定を行うものであります。

別表第 1 につきましては、（1）行政職給料表（1）から（6）行政職給料表（3）の改定後の給料表でありまして、1 ページから 17 ページまでとなっております。

第 2 条は、平成 28 年度に係るもので、人事院勧告に係る部分では、第 1 条で改定をお願いいたしました、勤勉手当と減額対象額について、6 月分と 12 月分を同じ支給月数に改めるもので、行政不服審査法改正に伴っては、文言の修正、地方公務員法の改正では、級別職務分類表の改定を、それぞれ行うための条例改正をお願いするものであります。18 ページからは、級別職務分類表で、それぞれ給料表ごとに改定された内容となっております。

20 ページ、附則につきましては、第 1 項は、施行期日を定めたもので、第 1 条は平成 27 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行としたいものであります。第 2 項は、給与の改定を平成 27 年 4 月 1 日に遡及適用することにより、改正前の規定により支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとするものであります。第 3 項は、規則への委任条項であります。

それでは、23 ページ新旧対照表で説明させていただきます。第 1 条関係では、第 16 条の 8、第 2 項第 1 項の前段の改正は、勤勉手当支給上限の計算式に、扶養手当に対する地域手当の額を追加する改定であり、本来は平成 27 年 4 月 1 日に施行及び適用すべきものが、今回になったものであります。後段の改正は、勤勉手当の増額分を 12 月期の勤勉手当に対して行う改正であり、6 月期は従前のおりとし、12 月に 0.1 月分を加算するものであります。

第 2 号は、再任用職員について定めるもので、同様に、6 月は従前のおりとし、12 月に 0.05 月分を加算するものであります。なお、現在再任用職員の在職は 8 名であります。

附則第 32 項では、給与の減額に関する特例措置について、勤勉手当支給月数の改正に伴い必要な改正を行うもので、減額対象は 55 歳を超え、給料表 6 級以上の職員で給与及び期末手当の 1.5%を減額するものであります。

別表第 1 につきましては、改正前、改正後の医療職（1）を除く行政職（1）から医療職（3）までの給料表であります。

先に申しあげましたとおり、このたびの改定は若年層に重点を置いた引き上げでありまし

て、(1) 行政職給料表(1)では、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層につきましても同程度の引き上げとし、中堅層につきましても2,400円から1,200円、その他は1,100円の引き上げを基本に改定しております。初任給につきましては、その基準を国に準じて規則で定めており、行政職給料表(1)の適用職員では、職務の級、1級5号級が一般行政職高卒程度試験採用者で、同じく1級15号級が短大卒程度試験採用者、次の25ページ、1級25号級が大卒程度試験採用者の初任給として定められております。この部分の新旧を比較していただきますと、先に説明いたしましたように2,500円の引き上げ改定としております。また、1級、2級の若年層在職部分も初任給と同程度の引き上げとしており、月額2,500円から、その他1,100円までの引き上げであります。

28ページ(2)行政職給料表(2)は技能職員で、2,700円から1,000円の引き上げとなっております。32ページ(3)公安職給料表は消防士で、3,000円から1,100円の引き上げとなっております。37ページ医療職給料表(2)は、各種技師、療法士、訓練士、栄養士などで、2,700円から1,100円を、41ページ医療職給料表(3)は、主に看護師であります、3,000円から1,100円を引き上げる改定としております。

今回の給与改定につきましては、平成27年4月1日の給与の総合的見直しに伴い、平成30年3月31日まで、引き下げ前の平成27年3月31日の給料月額を保障する、現給保障を実施しているため、今回の給料月額の引き上げで、実支給額が増額となるのは、若年層を中心とした250人程度となっております。他の職員につきましては、現給保障額に改正後の給料月額が追いつかないため、実支給額の増額はなしとなっております。

第2条関係につきましては、46ページからであります。第1条は、地方公務員法改正に伴う項ずれの改正であります。第3条第2項は、地方公務員法の改正に伴う級別職務分類表の整理であります。前段の改正は、地方公務員法の文言の表現に合わせる改正で、後段の改正は、あらかじめ条例の級別職務分類表で規定することが難しい職務について、規則で定められるように、規則委任規程を追加するものであります。給与条例第3条に関連しまして、別表第2の級別職務分類表の改正は、各表の2列目の項目名を給与条例第3条の表現に合わせて、「職務の分類」から、「基準となる職務」に改正し、その改正内容としましては、「相当する職」、「市長の定める職務」を現在置いている職務や具体的な表現に改めるものであり、現在の運用を変更するものではありません。

第16条の7第2項は、行政不服審査法の改正に伴い、文言を修正するものであります。第16条の8第2項は、改正条例第1条で改正しました、平成27年度の勤勉手当の月数について、平成28年度以降の適用月数とするため、6月と12月を同じ支給月数とするもので、第1号は再任用以外の職員について、48ページ第2号は、再任用職員について適用するものであります。

同じく48ページ、附則の第32項は、給与の減額に関する特例措置について、勤勉手当支給月数の改正に伴い必要な改正を行うものであります。

説明は以上であります、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 医療職、看護師でありますけれども、初任給 2,500 円の増でいきたいということでありましたが、専門学校卒、21 歳での新卒と大卒 22 歳、あるいは大学院の修士課程卒 24 歳ということでありまして、それぞれの大体初任給は幾らぐらいになるのか、ちょっと教えてもらいたい。

○議 長 副市長。

○副市長 今、調べておりますので、ちょっとお待ちになっていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議 長 ほかに質疑はございますか。

22 番・牧野晶君。

○牧野晶君 職員給与についてはいつもぶつぶつ言っているのですが、先ほど市長とか特別職の給与のときに聞いたのですが、南魚沼の民間の景気とか、給与とかはどうなのかという答弁中で、市長は 200 万とか 250 万とかという話だよね、というふうに言ったのです。やはり私はこの間、税務課のほうに行って課税標準額段階別平成 26 年度分所得割額等に関する調書というものをもらったわけです。こういうのとかを調べて幾らがなんていうのは、見方に総額しか出ていないので、一概に言えないのですが、私が計算するとやはり 2 万人の給与所得とかそういう方がいて、そのうちの 9,000 人ぐらいの方は大体 430 万円以下なのかと、私はそういうふうに見ているのです。そういう現実の中で職員さんは非常に頑張っておられると思いますけれども、医療職に関してはちょっと置いておいて——医療職に関しては下げるなんてことは本当は言いたくないのですが、こういうふうに一体で出てくるので、いろいろな思いがありますので、一般職について私は上げられる状況ではないのではないのかというふうな。市長は常々、国に国公準拠だとか、そういうことを言っていますが、たまに今回は下げなかったよというのを、確か水害のときに言いましたよね。そういうふうにもありますし、この民間の空気を、空気というか景気を考えると、私は上げるべきではないのかという自分の考えを言って申しわけないのですが、市長はそういう点をどういうふうに考えているのか、聞かせてください。

○議 長 市長。

○市長 いつも申し上げておりますように、今、我が市は組合との決まり事と申しますか、そういうことの中で、ずっと国公準拠ということでやってまいりました。それを覆す、翻す材料というのは、我々が人事委員会でも持てばわかるのですが、そういうことでは今ありませんので、なかなかそこには至らないということでもあります。

市内の皆さん方からよく言われることは、市役所の職員は、楽で、そして将来が保障されていて、そして給与も高くていいと、こういう話を聞くことはそれは多々あります。しかし、職員の責任とか、いわゆる社会的な立場、そういうことの中で考えれば、私は今職員の給与

が特別高いとは思っておりません。民間の皆さん方のほうが低い——これは同じ年代を比べれば確かにそうだと思います。ですので、我々がここをどう変えていくかということになりますと、やはり私たちが独自に人事委員会を持って、市内の給与状態をきちんと調べて、そして、その勧告のもとに給与を決めていくというやり方をとらない限りは、なかなか難しいことだと思っております。

高いから私は下げるというつもりは今は全くありません。一般の皆さんとの感覚がずれていると言われればそれまでかも知れませんが、これだけの仕事の量をこなして、そして社会的にも非常に厳しい立場にいるわけでありますので、その責任とそういうことを考えれば、別に特別今ここが高いという部分については、私は自分の所見は持っていないところであります。

しかし、今、触れましたように、もし、このことを何とか変えていくということになると、人事委員会をもたないとなかなか我々にはできないということもご理解いただきたい。特殊な条件があるときは、当然ですけれども、5%給与削減とか、あるいは災害時のように、ああいうことがありますと、やはり職員の士気の問題もありますので、今回は賃金の引き下げは行わないとか、そういうことはそのときに応じてやらせていただいているところであります。万劫末代これですとっていくということではなくて、市の財政の状況、それらも含めて総合的に判断させていただいております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市長の答弁はわかりやすいといえばわかりやすいわけです。説明としては理路整然としているという思いがあるのですけれども、それでも私はやはりついていけないという、この感じでは非常に私と感覚がずれているというふうな思いがあります。そして、何年も人事委員会を持たなくてはいけない、持たなくてはいけないとかと言っていますけれども、人事委員会を持つ、持つな、なんていうことではなくて、例えばラスパイレス指数だって、県内だって高いところもあれば低いところもあるわけです。一律ではないわけです、そのラスパイで考えれば。その中でもやはり上下があったりもするので、そのことを考えていけば、いちいち人勧なんてしなくたって、ちょっと給料に関しては涙を飲むというのも、そしてその分、また市の施策にお金を使っていくというのも1つではないのかというふうな思いがありますがどうでしょうか。

あと、私がずっと何を言おうか、どういうふうにして言おうかと言っていたので、すみませんけれども、また怒られるかもしれないですが、大体こういう人勧に対しての条例が出るときは、総額は幾ら変わりますよと答えていたと思うのです。今まで私はあったと思いますけれども、今回は出せますか。出せなかったら出せないでいいですよ、計算していないのだったら、計算しているのだったらちょっと言ってください。

○議 長 市長。

○市 長 今、提案理由で総務部長が触れたとおり、若年層に大きく配慮しているのです、初任給からですね。初任給、これはもう決して高いものではありません。これは私も

それは大体わかっていますが、中間層からある意味管理職になった部分については、確かに一般的な企業関係の皆さんより高い部分があるかもしれない。それはさっき言ったように上げていませんから、その部分については今回は触れていないというかもやっていますので——さっき説明したでしょう。そういうことですから、いろいろご議論が出るのは、それはそれで結構ですけれども、私は市の職員の給与が高いから下げろというところに、私の考えはまだ至っていないということをご理解いただきたいと思っております。ご批判はご批判として、市の職員がこれだけ頑張っているのだということも、一般の皆さんからできればご理解いただきたいと思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 後段の部分でございますが、大変説明不足で申しわけありませんでした。この改定による平成27年度分の影響額は、給料で796万円、勤勉手当で3,227万円のほか、共済組合退職手当負担金870万円で、計4,893万円ほどでございます。

○議 長 ここで、先ほど議席番号16番・寺口友彦君に対し、保留していた答弁について総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長 大変申しわけありませんでした。看護師の初任給ですが、大卒で21万2,100円、3年制の専門学校で20万6,300円、短大卒で19万8,800円となっております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 看護師募集については、給料面というのは非常に大きな誘因でありますけれども、例えば募集人数が少ないというときに、号級をかなり上げて、さらに再募集をかけるというようなことまで踏み込んでやるというような、そういう考えでいいのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 新卒といいますか、その皆さんの、看護師さんも含めてですけれども、給与を大きく引き上げて、それで人材を確保しようという考え方には今至っておりません。ここで、例えばそれをやりますと、ずっとその部分が残ってくるわけでありますので、もしやるとすれば、やはり給料表の全体の中をきちんと見直して、そして、ある意味、ある程度の年齢まで達した方は、勤務状態を選ぶ中で給与を抑えるとか、あるいは下げるとか、そういうことも考えていかないと、とてもとてもそこまでは至っておりません。仕事を評価している部分ではなくて、こういうことだと思っております。

一本釣りみたいなことは、その給与面では私はやっていくつもりはありません。ただ、お医者さんに関しては別であります。まさに特殊でありまして、これがずっと長くいてくれる、あるいは本当にお医者さんが足らなくて——看護師さんも足りないわけですけど、今——本当に足らなくて、診療すらできないという状況が出ますと、これは本当に大変です。ただ、これも無制限に、野放図にもう5,000万も1億も出すからきてくれなんてことはするつもりはありません。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この看護師さんの生涯賃金でありますよね。多分、生涯賃金自体を抑制せざるを得ないという状況の中で、初任給を上げていくという、そういうお考えであろうと思いますけれども、市内のほかの医療機関と競争での人材確保であります。この辺は柔軟に対応していただいて、とにかく人材を集めなければ、地域医療サービスは提供できないわけです。それは柔軟に考えていただきたい。終わります。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 22番議員とも関連しますが、市長は先ほど22番議員の答弁の中に、市としても人事委員会が持たれば、それに越したことはないということで答弁がありました。確かに国の段階の人事委員会、新潟県としても人事委員会、これはそれぞれ持っているわけです。そして、その人事委員会が職員——公務員です、その給与の上げ下げは決めてきているわけですが、この人事委員会そのものについて、市長はどういったお考えを持っておられるか。市町村で持てて、そこできちんとしたより身近な給与体制が敷けるのであれば、それはまたこれでよしとしなければならぬわけですが、国としても今、廃止論も出てきております。人勸を廃止する方向でどうかということが出ておりますが、ひとつその辺を含めて、市長のお考えを伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 現在の職員給与の昇給なり、あるいは引き下げなり、据え置きなりという部分については、我々は国の人事院の勧告に基づいてやっているわけでありまして。新潟県は県の人事委員会がございますので、その勧告で大体やっている。ですから国との開きは若干出ることあります。

本来、なぜこういう制度ができたかといいますと、ご承知のように、公務員の給与が著しく低くて、民間の皆さんが非常にいい部分があったわけです。そういう中から確か出てきているものだと私は思っているのです。こういう時代になりますと、さて、その人事院という給与をある程度勧告する組織が本当にそれでいいかどうかと問われれば、ややそうかなあという部分は若干あります。けれども、ほかに手段を持ちませんので、今、我々が、合法ではありませんけれども、合理的な、でするので人事委員会ができればということではありますが、これで全てもいいかと言われれば、そうばかりではないのだろうという思いはあります。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 市長の今ほどの答弁のように、確かに公務員の給与は、昭和40年代前半までは低いもので、なかなか公務員そのものになり手がなかった。公務員なんてということより、技術職人、他の民間会社員、またそれぞれの自営業、そちらに向いておったわけです。この経過は私も踏まえておりますが、今、ことここに至っては、この人勸が本当にそれなりに今の時代に合った、そういった勧告を出されているのかどうか。その1つのもとなることが、この人勸は、株式の市場原理に出てくる、決まったところの調査をもとにして、これが勧告のもととなって出てきているものですから、私そのものは廃止であったとき、今度廃止

にかわる、人勧にかわるものがどういった立ち上げをしてくるのか。

そして、ちょっと話が横道になりましたが、株式市場においても 220 の上場企業の中の平均をとっている、それが果たして本当に実質経済に合った株式であるかと、同じようなことが言えると思いますが、市長はこの廃止等についてはどのようにお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 確かに今、議員がおっしゃるように、社会全体の構図が変わってきておりまして、非正規労働者とかがもう何割も占める、何百万人、何千万人いるというような状況の中ですから、そういう皆さん方の実態まできちんと調査をした上での確か勧告ではないわけです。会社のほうにきちんとやる。ですので、それが今の世情に 100%合致しているかと問われれば、確かそうではないのだろうという思いはあります。

人事委員会がいらないということではなくて、それにかわる何か新しい、そういう機構ができ得れば、それはそのほうがいいのだろうと。ただ、申し上げておきたいのは、国家公務員も含めて、公務員そのものはそう大きく景気だとか、世情に左右されるものではないと思っている。国を背負って、あるいは県を、そして市町村を背負って、そういう気概で勤務いただいている方が大半であります。その部分は実質的に仕事の量が同じだからといって、これは違ってくる部分も出るわけでありますので、その辺はどういう考慮をするのか。そういうことも含めて新しい組織がきちんとできれば、それはそれに越したことはないという思いではあります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 25 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 25 号議案についてご説明申し上げます。本案は平成 26 年 5 月 14 日に交付されました、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれの整理と、市立六日町病院の閉院に伴

い必要な改正を行うものであります。

改正内容につきましては、3 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。第1 条では、引用しております、地方公務員法の改正による条項ずれの整理であります。第7 条では、救急業務手当の支給対象職員について、閉院しました市立六日町病院を削除したいものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 56 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 なお、議席番号 20 番・腰越晃君から、体調不良により早退の届け出が出ておりますので報告いたします。

○議 長 日程第 6、第 26 号議案 南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 26 号議案についてご説明申し上げます。本案は先の第 25 号議案と同様に、地方公務員法の改正に伴う条項ずれを改め、整理をしたいものであります。

改正内容につきましては、3 ページの新旧対照表の第 1 条で引用しております、地方公務員法の改正による引用条項ずれを改めるものであります。

1 ページに戻っていただき、附則としてこの条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけ勉強させてもらいたいのですが、そもそものこの寒冷地手当、よく質疑にも出るのですけども、これは昭和 25 年当時の法律による支給になるわけだけれども、要は田舎から都会にどんどん若者が出ていくと、なかなかきちんと給料プラスアルファで保障してやらないと、地元で公務員が残りにくかったところからきているような気がします。午前中の審議にもありましたが、こんなのは廃止をするなり、使い方を変えるなりしまして、職員の初任給、あるいは若手職員の給料のほうにきちんと回してやって、時代に合ったような形にできないものかと思って、それをちょっと聞いてみたいのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これが議員がおっしゃるように、田舎からどんどん出ていってということがあったかどうかは別ですけれども、要はこれは国家公務員であっても同じです。寒い季節を迎えなければいけない職員、その地域に対して、簡単に言うと暖房費といいますか、そういうことの積み上げということだと思っております。これを上げないから職員がずるずるとみんな出ていくなんてことではなくて、地域を見ていただければわかりますけれども、大体いわゆる積雪寒冷地です。そういうことですので、それはそれとして、これは別に今のところ、それを振りかえてどうしようという考え方は全く持っておりません。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これも確認させていただきますが、これはこういう法がある以上は、いじられない、いじらないということでしょうか。というのは、今回の所信表明で、我が市の財政指標のことが初めて出たわけではありますが、例えば、かなり厳しい財政運営のために、さまざまな形で職員給与の見直しをしているところがあるわけです。私はこれをカットするということではないです。ただ、いい職員を採用するには、こういうようなことにとらわれずに、もう弱年層の職員、あるいは初任給の職員の給与に、この相当分を回していい人材が入りやすいような、そういう仕組みをおらの町はつくるよと、言っているものかどうか。そこだけちょっと聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 100 パーセントこれに従わなければならないということであるかどうかは、ちょっと私も疑問があるところではありますが、今これを見ましたら、新潟県内の中でも 13 地域ですね。新潟県であっても全体ではないのです。そういうことですので、ただ市で独自に給料表をつくって、だめかどうかという、これは別に私は条例である程度定めれば、それは

可能なものだと。現に、一応緊急措置でありますけれども、財政的に非常に厳しいということで給与の引き下げ等もやっておりますので、それらについては可能だとは思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 やはり、民間の皆さんからみればこういう状態ですから、ちゃんと納得のいくような振り分けをすれば、私は職員の皆さんにそういう財源が渡るような仕組みにすれば、これは民間の協力も理解も得られると思うものですから、こういう質疑をさせていただきました。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この寒冷地手当の部分で、必ずこれを支払わなければならないというわけではないという部分の理解は、私もそうだと思っております。その昔は公務員給料が安くて、炭もまきも買えないという状況があったときに、こういう名目で支給と、そういう時代があったわけです。今、民間と比べてみましても、民間が寒冷地手当は今はあり得ない話です。そういうふうに考えると、こういうような形で手当を支給するというようなことから一步踏み込んで、今は男性の職員であっても、例えば育児休業だったり、介護休業だったりこういうものをとりやすいような状況をつくっていくということは、私は市が率先してやるべきだと思っております。

一般会計で、629名分で3,852万8,000円というふうに予算化をされている部分でありますけれども、こういう部分を男性職員が休業したときの臨時職員の給与に充てていくというような考え方をもっていくという方向にしていくべきではないかというふうに私は思っておりますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 私は今、そこまでの考えに及んではおりません。寒冷地手当が民間では考えられないということですが、民間でも例えば、北海道に赴任になったと、そういうときに特別の手当を出すとか、そういうことは往々にしてあるわけでありまして。これがいいとか悪いとかは別にして、100%考えられないことではない。それで、今、私がこの原資を利用して、他の部分に振り向けるということについては、考えが及んでおりません。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市に準じて給料体系をつくっているという、そういう企業が何社かあるわけですが。そういうところでも、やはり時代を考えた場合に、こういう手当ではなくて、別の形で民間企業であれば自分のところの社員を大事にしていくという方向で使っていく、あるいは支払っていくという方向が出てきているのだと思っております。せつかくこういうような条例一部改正でありますので、職員組合ともじっくりお話をさせていただいて、こういう手当というのはもう時代的にどうかというところまで踏み込んで、話をしていってほしいと思いますがいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 今、私がそこに考えが及んでいないということだけを申し上げておきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 27 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 27 号議案についてご説明申し上げます。本案は「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」のうち、弁護士や公認会計士など、高度な専門的知識や優れた見識を有する特定任期付職員と規定される職員について、平成 27 年の人事院勧告によりこれに該当する職員の給料、期末手当についても引き上げの勧告がなされたことと、地方公務員法の改正による条項ずれなど必要な改正を行いたいものであります。

改正内容につきましては、3 ページからの新旧対照表でご説明いたします。第 1 条では、引用しております、地方公務員法の改正による、引用条項ずれの整理を行うものであります。第 7 条では、特定任期付職員の給料月額を、勧告に沿ってそれぞれの号級とも 1,000 円引き上げるものであります。第 8 条第 2 項では、期末手当の支給月数を 6 月期、12 月期でそれぞれ 0.025 月引き上げ、年間で 0.05 月の引き上げとするものであります。

なお、本市においては現在、特定任期付職員の採用はなく、平成 27 年 4 月 1 日に遡及する改定は行わないものといたします。

1 ページに戻っていただき、附則として、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 28 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 28 号議案についてご説明申し上げます。本案は、地方公務員法の改正に伴う条項ずれと、学校教育法の改正により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類が制度化されたことによる、規定の変更を行いたいものであります。

改正内容につきましては、3 ページの新旧対照表でご説明いたします。第 1 条では、引用しております地方公務員法の改正による引用条項ずれを改めるものであります。第 8 条の 3 では、学校教育法の改正により制度化されました小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校の前期課程を対象として追加するとともに、従来規定がなく、不明確であった特別支援学校の小学部についても同様に規定するものであります。

1 ページに戻っていただき、附則としてこの条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 29 号議案 南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 29 号議案についてご説明申し上げます。本案は地方公務員法の改正及び行政不服審査法の改正に伴う必要な改正を行いたいものであります。

改正内容につきましては、3 ページ新旧対照表をお願いいたします。第 3 条では、報告事項について規定されておりますが、地方公務員法第 58 条の 2 の改正部分による追加、変更を行うものであります。第 2 号として、第 6 号に規定してありました勤務成績の評定を人事評価の状況として独立させるものであります。第 5 号といたしまして、職員の休業の状況を追加するものであります。第 8 号としまして、職員の退職管理の状況を追加するものであります。第 5 条第 1 項第 2 号では、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立てを審査請求に文言を改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。また、この条例による公表については毎年 10 月 1 日号の市報と、同時期に市のホームページで行っておりますが、今回の改正による公表につきましては、平成 28 年度分からとし、平成 29 年 10 月の公表から反映させることとしたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 この条文の改正部分については特にいいのですけれども、ただ、問題は、職員の退職管理の状況がここに追加になったということですが、これはちょっと大きい問題ですね。多分、この 4 月からの施行になります職員の退職管理の適正を確保する、そういうものから発生したものだと思うのです。ということであれば、5 年以内かに退職した方の業務上の何かの取引の関係ですが、そういうのであれば、条例とかそういうものが事前に整っていて、こういうところに報告事項として上がってこない、何かいい加減な処理になるような気がするのです。その辺の考え方がありましたらお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今回のこの地方公務員法の改正 38 条の 2 の部分ですが、元職員による働きかけの規制という部分が規定されました。これは離職後に一般の営利企業等に就職した

職員が、過去5年間に在職していた組織の職員に対して、その離職後2年間やっていた職務上の行為について、要求とか依頼をする、働きかけを禁止するということでもあります。

これによりまして、これは法で規制されたわけですので、罰則等も規定されているわけですが、これを受けまして、元職員から働きかけを受けた職員が、人事委員会——当市ではありませんので公平委員会、そちらのほうに届け出をする義務が発生するという形になっております。

退職管理という部分で条例を制定するかどうかというようなところでございますけれども、こちらにつきましては、条例を制定することができるというような規定になっております。県のほうの説明の中でも、努力目標といいますかそういうような形で、しても、しなくても当面は構わないというような説明を受けております。県内でも制定しているところ、それから制定していないところがございます、私どものところとしては、今回は条例は制定しないという判断をさせていただきました。

では、何を退職管理で報告するかということになりますけれども、先ほど言いました働きかけを受けた職員が公平委員会に届け出をする義務があるということで、公平委員会に届け出をするような事実が発生したかどうかというような部分と、それから任命権者の責務としまして、そのような疑わしい、違反行為のような状況が発生した場合には、調査をしてその調査についてこちら公平委員会のほうに報告するという形になっておりますので、この報告に該当するようなものが生じたかどうか、こちらを退職管理の報告として報告したいという考え方であります。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 この条例制定が努力目標、努力義務、努力規定だということになれば、それで言ってみようがないのですけれども、この4月1日からの施行に合わせて条例化して、それに沿った形での報告というか、チェックなりをするのでしょから、そういうのを整えている自治体というのは出てきましたよね。そういうのがなければ、この上位法というか、今決まったところの中だけで、報告事項がなし得るのかというのが、私はよくわからないのですよ。だから、自分のところの条例ではこうなっているからということで、それに照らしてこうだからという届け出にならないと、まずいのではないかと私はちょっと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 その辺につきましては、まず、地公法の38条の2で規定されました、この働きかけの規制について、今年度退職する職員の皆さん、それからもちろん働きかけを受ける側の在職する職員、こちらのほうにきちんと周知、それからそういう内容の十分な教育といえますか、そういう部分を行った上で、それに基づいたこういう事実が発生したものを報告するという考え方であります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 30 号議案 南魚沼市特別職報酬等審議会条例及び南魚沼市表彰条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 30 号議案についてご説明申し上げます。本案は平成 28 年度の機構改革に伴い秘書広報室を秘書広報課とすることにより、関連する「南魚沼市特別職報酬等審議会条例」及び「南魚沼市表彰条例」の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、3 ページ新旧対照表をお願いします。第 1 条関係は、南魚沼市特別職報酬等審議会条例の第 6 条を、第 2 条関係は、南魚沼市表彰条例の第 9 条につきまして、それぞれ条文中の「秘書広報室」を「秘書広報課」に改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例の施行日を、平成 28 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市特別職報酬等審議会条例及び南魚沼市表彰条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 31 号議案 南魚沼市記号式投票に関する条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 31 号議案についてご説明申し上げます。本案は現在市長選挙の投票において採用しております、丸印スタンプを、投票用紙にあらかじめ印刷された候補者氏名の記載欄に押しつけて投票する記号式投票の方式を改め、ほかの選挙と同様に候補者の氏名を記載する方式とするため、記号式投票を規定した条例を廃止したいものであります。

この条例が制定された経過としまして、合併前の六日町、大和町で、開票が早い、無効投票が少なくなるなどの利点から採用されてきており、合併後の市でも引き継がれ、条例制定がなされて現在に至っております。

投票方式を改めたい理由としましては、現在の開票作業では高機能の読み取り機械が使われており、記名式投票でも開票時間は大幅に短縮されていること、期日前投票等は記名式となっており、異なる投票方式により、かえって開票作業が複雑となること、前回の市長選挙のときのように、他の選挙と同日投票となった場合、投票方式が混在することでかえって投票人への説明等、混乱を生じてしまうことなどがあります。

懸念されます無効投票の数についても、平成 24 年の市長選挙と平成 25 年の市議会議員選挙で比較しても、大幅に減少するとは言えない状況でありました。これらの状況を総合して検討いたしました市選挙管理委員会からの意見は、この条例の廃止については異存がないとのことでありますので、今回提案させていただいたものであります。

なお、附則といたしまして、施行は公布の日からとして、本年予定されております市長選では記名式の投票としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市記号式投票に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 32 号議案 南魚沼市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 32 号議案 南魚沼市青少年問題協議会条例の一部改正についてご説明申し上げます。南魚沼市後期教育基本計画の平成 28 年度からの推進に向けまして、可能な部分から実施していくため、青少年健全育成の関係業務等につきまして、セーフティネットの相談業務体制の充実を目指す、子ども・若者育成支援センターから、「学びの郷南魚沼プラン」の推進に向け取り組むこととしている社会教育課へ、移管してまいりたいというものでございます。これを受けまして、青少年問題協議会の事務局を子ども・若者育成支援センターから、社会教育課へ移管したく、「南魚沼市青少年問題協議会条例」の一部改正を行いたいものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の 3 ページ、新旧対照表をごらんください。改正する内容は、表右の現行の欄、第 5 条、下線部の「子ども・若者育成支援センター」を「社会教育課」に改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行する souhait いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 条文の中の協議会の庶務は社会教育課という部分でありますけれども、子ども・若者育成支援センターの相談事業云々については、従来どおりセンターで行うのですが、協議会の庶務の部分だけを社会教育課ということで、今までとそれで何がどう違うのだと、何がどう変わってくるのかというところを、ちょっと説明いただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 社会教育課の「学びの郷南魚沼プラン」では、子どもから高齢者まで。子どもさんにつきましては、子ども探検南魚沼という構想で、地域の自然環境を生かした中での体験的な教育を目指しております。そういったことを、将来的には生涯学習センターを社会教育課の中に設置しながら、そういったものを推進していくために、健全育成の部分——今回は条例の一部改正ですけれども、このほかに市子ども会連絡協議会だとか、勤労青少年ホームの講座の部分、それから、今言いました青少年問題事務局、そのほか青少年育成健全南魚沼市民会議の事務局だとか、豊かな子育て支援教室だとか、青少年育成指導員会事務局等の事務についても、そういった方向で移管してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 将来、生涯学習センターをどこに設置するのかという部分もありますけれども、そうした場合には、今、教育部長が述べた部分についてのみ、そういう生涯学習センターのほうにまとめていって、今現在、子ども・若者育成支援センターがやっている、今、一番重要な相談事業でありますよね。相談事業については、今度は生涯学習センターではなくて、子ども・若者育成支援センター独自に残しながら強化を図っていくということで了解していいですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 はい、議員さんの言われたような内容で進めたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市青少年問題協議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第33号議案 医療再編時における医療提供確保施設条例及び南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の廃止についてを、議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第33号議案についてご説明申し上げます。本案は2つの条例について廃止する条例でございます。まず1番目としまして、記載のとおり、第1号の「医療再編時における医療提供確保施設条例」は、医療再編に係る移行期におきまして、市民に必要な医療を確保することを目的としまして、平成27年5月の県立六日町病院閉院の翌日から、11月の南魚沼市民病院開院の前日までの間、具体的には6月1日から10月31日までの5か月間、旧県立六日町病院の施設を活用し、新潟県及び新潟大学地域医療教育センター魚沼基幹病院のご支援を受けまして、県立病院が行っておりました人工透析を中心とした、政策的な医療を提供すべく、行政病院として運営してきたものです。この南魚沼市立六日町病院の設置及びその目的達成を趣旨として、平成27年4月1日に施行した条例であります。この病院がその使命を終え、関係事務も整理できたことから、本年度末をもって廃止するものです。

続いて第2号の「南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例」は、南魚沼地域の休日等における救急医療の確保のため、休日救急診療所を設置することを目的といたしまして、平成18年4月1日から施行してきた条例です。

南魚沼市休日救急診療所は、魚沼基幹病院の開院、さらには南魚沼市民病院の開院によりまして、24時間の受け入れ体制が整い、齋藤記念病院を含め、当地域における病院群輪番制病院による休日等における救急医療を行う体制が確保されたことから、昨年6月から外科を休止し、市民病院開院の11月からは内科及び小児科を休止しておりました。その後も地域の救急診療は順調に運営されております。

以上のことから、休日救急診療所はその使命を終えたものと判断し、関係事務の整理も終了したことから、本年度末をもって閉所とし、あわせて条例を廃止するものです。

なお、附則に記載のとおり、これら2つの条例とも廃止の施行期日を平成28年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 (2)についてですけれども、私は質問したことがあるのですが、以前は県立病院があった時点であっても、なかなか休日対応が大変だということで、民間をお願いしてのこういった事業がなされていたというふうに私は捉えていたのですが、今般、市民病院開院と同時にこういった事業が、市民病院に吸収され、そして救急医療については基幹病院ともやると、こういうことです。

たまたま私、入院の機会がありまして見ていますと、特に救急の部分ですね、土日等、土曜日はやっているのですけれども、日曜日も医師団が、私は外科病棟にいたのです。いつ先生方は休んでいるのかというのがわからないぐらい、しょっちゅう、朝のもう7時ちょっと過ぎから、3人の医師がカンファレンスと申しますか、打ち合わせをやり、そして、しょっちゅう頻繁に、外来と、手術と、入院と見られている姿を見させていただいたのです。

非常に人員等がいっぱいいっぱいの中で、こういった対応というのは大変だというふうに思ってきたのですが、いま少し内科的な部分と申しますか、小児科的な部分でありましょうか、民間の医師団の力を借りるような形ができないか。将来構想としては市長が医療モールというようにいい方もしておられますけれども、そういった中で将来取り組んでいかないと、医師がどんどん増えていけばいいのですけれども、そういった事態を招いては困ると思ったのですが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに議員の指摘のとおり、今の体制ではかなり厳しいものがあるかと思っておりますが、病院側でも当然医師は継続して確保に努めているということですし、休日診療のあり方につきましても、工夫を加えながら体制を固めているということです。ですので、状況は今を乗り切れば明るい方向と申しますか、向かっているというふうに私ども

は考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 医療再編時における医療提供確保施設条例及び南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 34 号議案 南魚沼市八色福祉の家条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 34 号議案 南魚沼市八色福祉の家条例の廃止についてご説明申し上げます。この南魚沼市八色福祉の家につきましては、魚沼地域特別養護老人ホーム組合所有の旧八色園デイサービスセンターを、旧大和町が無償貸与を受けた後、平成 16 年 12 月からヘルパーステーション及び心身障がい者通所作業所等として利用してきましたが、心身障がい者通所作業所が旧浦佐保育園、現浦佐福祉の家に移り、ヘルパーステーションが大和庁舎に、それぞれ平成 24 年 3 月までに移転したことから、事実上機能はしておりませんでした。

本来、その時点で速やかに条例を廃止することも想定をしておりましたが、県から「条例廃止につきましては、施設解体が具体的となった段階が望ましい」との指導を受けていたところでした。

このたび、平成 27 年 12 月 10 日付で旧八色園ほか解体工事契約が締結され、解体が具体的になったことから、本条例を廃止するものです。

なお、附則に記載のとおり、廃止の施行期日を公布の日からとしたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 南魚沼市八色福祉の家条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 35 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 35 号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例は、介護保険法第 78 条の 4 で、サービスの事業の設備及び運営に関する基準を市の条例で定めることとして規定されていることに基づきまして、市で制定してあるものです。

本年 4 月 1 日から地域密着型通所介護の創設により、利用者の上限が 18 人以下の小規模な通所介護は、地域密着型サービスに移行されることによりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効率的な支援に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして条例を改正するものです。

説明に先立ちまして、事業の内容について説明させていただきますが、地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者などが、住み慣れた地域で暮らしながら介護を受けることができるサービスで、市が事業者の指定・監督をする介護サービスで、原則としてご自分が住んでいる市内だけで利用できるものです。

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護や共同生活介護、いわゆるグループホーム、さらに地域密着型特定介護老人福祉施設、入所者生活介護などがあります。そこで、このたびの改正の趣旨でございますが、介護報酬上の小規模型通所介護対象となる小規模な通所介護事業所につきましては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の観点から、また今後の地域での連携による介護体制の構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を図ることが必要であることから、市が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたものであります。

したがいまして、条例改正は、地域密着型通所介護の規定の追加と、地域との連携方法の見直しに関する改正、及び規定の追加に伴います条ずれの修正が主な内容となっています。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。27 ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。27 ページから 29 ページにかけては目次の全部改正です。

第4章として「地域密着型通所介護」を追加しております。以下の章が1章ずつ繰り下がり、この部分の37条分が繰り下がり、条ずれが生じることとなります。それから、29ページ第6条第5項から、31ページ第30条までは、介護保険法の準用条項の変更及び章の追加による条ずれ等の修正による改正です。次32ページ、第39条 地域との連携等は、各事業所が行うべき地域との連携方法について、関係者で組織します介護・医療連携推進会議の開催について、3か月に1回以上の開催義務規定を廃し、当会議の構成員が参加できる地域交流事業を自発的に開催することで、当該会議の開催とみなすことへの改正です。なお、地域との連携等に関しましては、今後の各事業の規定の中で出てきます連携推進会議等の開催頻度等につきまして、それぞれ事業ごとの状況に合わせて、別に本条例施行規則の中で定めることとします。第43条も条ずれの修正です。

33ページ第60条から、飛びますが51ページ第96条までは第4章として、地域密着型通所介護についての規定文を追加したものです。この規定の内容といたしましては、他の事業と同様に、第1節で基本方針、第2節で人員、第3節で設備、第4節で運営に関する基準についてそれぞれ規定し、かつ第79条からは第5節といたしまして、指定療養通所介護の基準について規定しております。なお、本章でも41ページ第75条において、他と同様に地域との連携につきましては、運営推進会議の機能を当該地域での交流事業をもってその機能を持たせることとしております。また、運営推進会議の開催頻度につきましては、第39条で説明のとおり、別に施行規則で定めます。

飛んでいただきまして52ページ、第97条から54ページ第103条までは、第4章の追加により、現行の第60条以降について、その分にかかる条ずれの修正及び字句の訂正等でありませす。次55ページから63ページに記載の、現行条例第67条から78条の2及び105条につきましては、各事業における基準について、追加した第4章及び現行条例中で規定されているものとの重複規定を避け、以後96条、109条、136条、156条、177条等で準用することとするために、ここで削るものであります。その他56ページの第104条からの改正につきましても条ずれの修正、字句の訂正及び読みかえ規定の修正であります。

改正の主な内容は以上ようになっております。

議案の26ページに戻っていただきまして、附則の第1項に記載のとおり、本条例の施行期日を28年4月1日からとしたいものであります。なお、第2項は地域密着型通所介護に関する経過措置の規定です。これは地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律、附則第20条第1項に定めます地域密着型通所介護の事業者が、サテライト型指定小規模多機能居宅介護居宅介護事業所での事業を開始する場合には、平成28年4月1日までの間に、市に対して省令で定める申し出を行えば、平成30年3月31日までの間は基準に定める宿泊室の設置が猶予されることをうたっております。ただ、現在のところ、この規定に該当する事業所はございません。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　今改正で第4章に地域密着型通所介護という部分がつけ加えられるわけ
ありますけれども、今は、現在の第6期計画、1年目が終わろうとし、2年目に入るわけ
ありますが、地域密着型に関する施設整備、ここで若干の動きがあるかもしれませんけれど
も、平成28年度においてはこういう条例をもとにして、第7期に向けて施設整備を考えると
いう民間業者が多分出てくるのではないかというふうには思っております。そうした場合に、
要するに介護の人材確保であります。今、人材確保でかなり競争が激しいという状況が出て
おりますけれども、こういうような地域密着型通所介護の強化を図るということになった場
合についての人材確保という面で、市のほうとして心配している部分があれば聞かせていた
だきたい。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　確かに施設介護等で介護職の不足等がいわれておりまして、その辺につ
いては深刻な問題ですし、当然いろいろなサービスの中においてスタッフが必要な部分が出
てきますし、若干不足気味というような声も聞いております。この地域密着型通所介護につ
きましては、今までやられたサービスをさらに充実してということでありまして、確かに新
たに設置されたこの通所介護につきましては、今までとは違った形でのリハビリ、それから
新しい運動を捉えた中でのサービスになっておりますので、そういったところが今度どんど
ん出てくるのではないかという期待もしております。今までのようなスタッフを地元で、と
いうことではなくて、新たな取り組みも始まっていますので、そういったところに期待して
いるという状況であります。以上です。

○議　　長　　16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　大巻地区ですか、1か所、17号線沿いで始まりましてけれども、要は、せ
っかく施設ができていながら、なかなか——どういう宣伝をなさっているのかはわかりませ
んけれども、施設がありながら、人員がありながらも利用者が少ないというふうに若干見受
けられるものですから。そうすると、市がこういう条例を整備してくるわけでありまして、
この部分について民間任せという部分もありましようけれども、市が率先してこういうところ
は使っていただいて、介護度が悪化をしないように、一次予防、二次予防に努めていただき
たいということで、市のほうが率先して指導していくということについてのお考えをお聞き
します。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　この条例改正につきましては、これを市の指導・管理のもとに置くとい
う趣旨でございますので、今後は市がこういったところに関与していくのは当然のことです
し、PRにつきましては、私どももいろいろなチェックリストをとって必要な方にアプロ
ーチをする中で、いろいろな施設を紹介し、また事業者からも積極的なPRを行っていくよ
うな働きかけをしながら、利用者の増に努めていきたいというふうに考えております。以上
です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 なかなか難しくて全部理解し得ないのですが、これは多分、医療介護総合法の絡みで、介護保険の関係から市の総合事業という形で行われるものかなというふうに私は思って聞かれます。そうしますと、介護保険と別ということになると、かなり財政措置的には市はどういう体制をとっていかなければならなくなるのか。その辺を少しお伺いしたいと思いますが、間違っていたら許してください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 もちろん、介護保険を使う部分もありますし、この中には当然、後ほど議案でお願いします介護予防サービス等も同時にやっていくところがありますので、市のほうとしましては、予防のほうに重点を置いてやっていくことを主眼に、当然やっていくわけです。そのことによって、この条例で適用となりますサービスがあまり増えないような形の運用といいますか、そういったものも考えていきたいというふうに思っております。このことによって、当然予算の範囲以内で執行していかなければなりませんけれども、補正のときにも申し上げましたが、この部分というのは比較的施設介護に比べて、今までは利用者が少なく実績が落ちているというようなことがあります。これを上げていくことが今後の課題だというふうに思っていますので、その中で、予算の中でできる部分だというふうには考えております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 介護保険を使う部門もあるというのは、それは若干あるかと思うのですが、要は今まで介護保険から要支援 1、2 は完全に外されてきているわけですし、また、通所入所に関してのショート等の関係も、デイサービスやそういうものも、介護保険からは、多分かなり減らされてくると思うのです。そうすると、市としてそれらを補完していかなければならないわけです。そうすると、今までは金がかからなかったからというような曖昧な形ではなく、それを吸収していかなければならないという、大きな使命を負ってきているのかなというふうに思います。かなりの予算の予測を立ててやらないと、またしてもしわ寄せが市民のほうにかえってくるというような感じがするのですが、そういう点、心配はないでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 かつては計画の中で、計画に達しない部分、要するに通所介護、デイサービスですね、その部分がだんだん減ってきたというのがありました。これが減ることによって、介護度が上がったりする懸念もあるわけです。市の今後としましては、総合支援事業に移行して、先ほど議員がおっしゃいましたけども、それが外されたというのは、まだ実際には外れていないわけで、その猶予期間の中で市がどういうふうに組み立てていくかという期間だというふうに思っています。いろいろな事業を入れる中で、果たしてどれが有効なのかということも含めながら、この 6 期の 3 年間の間で検証してやっていこうということです。当然、それによって介護保険全体の予算枠がどうなるのかというのを、十分検証していかな

ければなりませんし、そのための1つは施設介護の枠を増やさないで、できるだけそこに至らないような形での介護をやっていこうということです。ここ一、二年ということで結論が出るとお思いますので、それを見ていきたいと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新潟県内でも、多分、上越市と南魚沼市は、一番先に手を挙げたという話も聞いておりますので、ぜひとも医療現場と、保険と、そして介護と連携をとった形で、先進的な取り組みをきちんとして、安心して老後を向かえられるような形にしていきたいというふうに要望しておきます。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 先ほど部長のほうからも認知症という話がありました。先般出た判決で、鉄道会社が敗訴したわけでありますが、私どもも地域を回ってみれば当然であります。もう老老介護、80代の夫婦の例は本当に多いわけでありまして。我が家も両親2人の面倒をみていますが、私ももう高齢者なものですから、これも老老介護。要は認知症でふらふらと出てしまう家が、近所にもあり、本当に家族の皆さんが難儀をしておられる。

そういうことについての対策が、こういうこれからの新しい試み、さっき16番議員からもありましたけれども、市民の皆さんにどういう形でPRして、またそういう体制を整えていくか。一、二年という話がありましたが、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。少し具体的な、この市が先進的な取り組みはこうしていこうというような心づもりがあったら、部長のほうからご披露願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず第1は、地域の状況を把握することだと思います。それで、その認知症と認められる方を、すぐに外に出ないようにするかとかということは、当然できないわけですので、家庭の事情に応じて、施設でみてそれが認知症の進行を抑制するようであれば、それは当然図っていかねばなりません、けれども、ただ施設、施設といっても限度はあります。

そういった意味で、これは一部の地域で始まっているところですがけれども、地域の力を活用するという方法があります。一部の地域では地域で見守るとか、声掛けをするとか、サロンに誘うとか、そういったことによって進行を止める部分もありますし、あとはそれとあわせて見守りをするというようなことがあります。一朝一夕にできるものではありませんけれども、いろいろな知恵を借りながら、進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 35 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 36 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 36 号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例につきましては、介護保険法第 115 条の 14 で、サービスの事業の設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとしておりますが、この規定に基づきまして、市で制定してあるものです。このたび前年度に引き続きまして、介護保険法の一部改正及び先ほど議決をいただきました第 35 号議案と同様に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効率的な支援に関する基準の一部を改正されたことに伴いまして、市の条例を改正するものです。

この地域密着型介護予防サービスにつきましては、要支援の方を対象といたしますサービスで、市の指定を受けた事業者が行うこととなっております。

今回の改正は、事業実施上の地域との連携などに関する規定の見直しと、根拠法令の改正及び規定の追加に伴います、引用条項の追加・修正及び条ずれの修正が主な内容となっております。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。第 9 条では、根拠法であります介護保険法の改正に伴います項の変更です。それから 4 ページをお願いします。第 39 条では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が地域との連携を進めるために、現行の第 2 項で規定しております協議会にかえて、利用者、家族、地域の代表者、市職員及び包括センター職員などで構成いたします運営推進会議を設置し、当会議に対して、活動状況を報告し、評価を受け、要望・助言を聞く機会を設けることを規定するため、現行第 2 項を削り、第 1 項として改めて規定するものです。

なお、この条で定めました運営推進会議の規定を、本条例内で規定する各事業においても準用するための改正を、以下の条で行っております。あわせて、第 2 項といたしまして、前項で受けた報告、評価、要望及び助言等について記録し、公表することを新たに規定する内容の追加であります。また、第 5 項を追加いたしまして、本事業を行う事業所に居住する以

外の方に対しても、サービスを提供するよう努めることを明確に規定しております。

それから5ページです。第40条第2項では、記録を整備する対象として、第39条第2項で追加いたしました、運営推進会議への報告、当会議からの評価、要望、助言等を追加するものであります。同じページの現行条例第62条の削除は、改正後の第39条で既に地域との連携等について規定しているため、この章で規定いたします介護予防小規模多機能型居宅介護においても準用するために削るものです。なお、準用につきましては、次の6ページ第65条に、「第39条の規定」として字句を追加することで対応しております。

なお、現行の第62条第2項で規定しています、おおむね2月に1回以上という、運営推進会議の開催頻度につきましては、各事業にその状況に応じて、同条例施行規則に定めることにしております。

それから、7ページ、同条の後段の追加は、第39条を準用することによる読みかえ対象事項の追加です。次8ページ、第86条も準用規定でありまして、介護予防認知症対応型共同生活介護につきましても、第39条の規定を準用するための追加及び読みかえ規定の改正であります。改正内容は以上です。

議案の2ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成28年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 加えられた第39条、運営推進協議会でちょっとお聞きしますけれども、利用者、利用者の家族、地域住民代表者、市町村職員、それから地域包括支援センター職員により構成される協議会という部分に、事業所が報告書を提出する。2か月に1回、そういう会議をして、その中でいろいろなことを話し合ってもらおうという部分であります。地域包括ケアシステムの中で、一番大切な情報共有というのに関していけば、やはりこういう運営推進協議会は、事業者——市内で事業を展開している事業者も参加をして、そういう会議を月1回、あるいは月2回と非常に綿密に行っていくということが、先進地では当然のことが行われているわけです。それを南魚沼市のほうは、協議会のメンバーもちょっと少ないのではないかと思いますし、2か月に1回という開催についても、ちょっとこれでは少ないのではないかと思います。こういう部分について、協議会の参加メンバー並びに開催頻度については、平成28年度が始まりますけれども、年度途中でこういうふうに拡大していくのだというようにところの考えがとおりなのかどうか、お聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この構成につきましては、これは先ほどの議案でも申し上げましたが、規定上は同じメンバーであります。ただ、この中で事業者がどういう方を選ぶかというのは、これは事業者が決めることでありまして、当然その事業の内容については、それぞれ事業所がありますので、そこで組織されるわけです。ですので、そこに市の職員、それから包括の

職員、それから知識を有する方等が参加をして、それぞれのところで開くような形になります。いっぱいになって、これをサービスごとに、例えば介護予防認知症対応型通所介護、この条例で定めるものにつきましては3つの事業があるわけですが、それぞれごとに、状況によって開催頻度を変えていくということがありますし、当然、事業者全体の調整会議というのも、市がケア会議等で別の日を定めて設置して、全体会議も行っていきます。個々の事業所が行う会議と、市が全体の事業所を集めて行う会議等もありますので、それを並行して行うことによってカバーしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 その全体会議であります。全体会議の、要するに開催頻度なのであります。その市内業者が、多いかなと思ったならそれほどでもない部分でありますから、この方たちが例えばある事例について、1つの事業所はこういうサービスがいいのではないか、いや、こちらの事業者はこういうサービスでいいのだというようなところで、いろいろな意見を出し合って情報を共有して、最終的には要するに介護度を上げない、悪化させないということが大事です。それに向けての全体会議であって、ただ全体が集まっているだけではだめだと思うのです。要するに介護度を上げないために、どういう方策をとっていくかというところを、有効な手立てを打っているところの事業者の話を、皆さん全体に聞いていくというような全体会議が絶対必要だと思います。そこら辺が、これは個々の事業者がどうするかという部分でありますけれども、全体についてどうなのだというところも合わせて、これはやはり4月1日からやっていかなければならないと思いますけれども、お考えをお聞きます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど私がお話ししました全体会議のほかに、事例検討会議というのがあります。これは結構頻繁にやっておりますので、そこには全ての事業者が集まってきます。全体会議というのは従来であれば、年に1回ないし2回の、連絡、報告——実態を報告するというような会議でしたけれども、議員がおっしゃるような懸念部分についての対応につきましては、その事例検討会議で対応するというところで考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第36号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 37 号議案 南魚沼市生活改善センター条例及び日の出町コミュニティセンター条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 37 号議案についてご説明申し上げます。「南魚沼市生活改善センター条例」は、旧大和町において昭和 52 年に雷土生活改善センターを、昭和 54 年に黒土新田生活改善センターを、昭和 55 年に荒金生活改善センターを、中山間地域事業の補助を受けて建設し、設置条例を定め、合併後に規定したものであります。「日の出町コミュニティセンター条例」は、旧六日町において、三国川ダム建設に伴う移転補償物件として、平成 5 年に建設し、設置条例を定め、合併後に規定したものであります。

4 施設ともに地元行政区が指定管理者の指定を受け、管理を行ってきたものであり、平成 28 年 3 月末をもって、10 年間の指定管理期間が終了するものであります。各行政区の集落集会所に係る指定管理者制度の見直しを進める中で、今後の運営については、地元行政区との協議を進めてきたところであります。これらの施設につきましては、既に建設時の設置目的は達成され、補助事業で建設をいたしました生活改善センターについては、建設から 35 年以上経過し、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」による処分制限期間の 24 年も経過しており、補助金の縛りもなくなっていることと、地元への譲渡についても同意が得られており、「南魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、施設を地元へ譲与することにより、条例の廃止をお願いしたいものであります。

附則としてこの条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 37 号議案 南魚沼市生活改善センター条例及び日の出

町コミュニティセンター条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 38 号議案 南魚沼市農林業集落多目的集会施設等条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 38 号議案についてご説明申し上げます。本案は地元行政区が指定管理者の指定を受け、管理を行ってきた集会施設について、10 年間の指定管理期間が終了することに伴い、先の第 37 号議案と同様に、「農林畜水産業関連補助金等交付規則」による、処分制限期間の 24 年を経過したものについて、「南魚沼市財産の交換譲与無償貸与等に関する条例」第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、施設を地元行政区へ譲与することにより、条例の一部を改正したいものであります。

議案 3 ページ新旧対照表をごらんください。現行、第 2 条の表中、欠之上集落開発センターは昭和 56 年に、寺尾集落開発センターと北集落多目的集会施設は昭和 57 年に、猫道集落多目的集会施設は昭和 59 年に、市野江集落多目的集会施設は昭和 60 年に、農村基盤総合整備事業の補助金を受け建設したものであります。また、樺野沢集会センターは昭和 63 年に、新林業構造改善事業の補助金を受け建設したものであり、この 6 集会施設につきまして、前段で申し上げました理由により、削除したいものであります。

なお、改正案に記載の 3 施設、谷地集落活性化施設、雷土新田集落活性化施設、大倉地域自然資源等活用型交流促進施設につきましては、補助金にかかる処分制限期間を満たしておらず、引き続き指定管理者による管理といたし、議案として上程しているところであります。

1 ページ、附則といたしまして、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 38 号議案 南魚沼市農林業集落多目的集会施設等条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 39 号議案 南魚沼市消費生活センター条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 39 号議案 南魚沼市消費生活センター条例の制定について、提案理由を申し上げます。初めに、条例制定の経過についてご説明をいたします。平成 26 年 6 月に消費者安全法が改正をされ、平成 28 年 4 月から消費生活センターには、その組織、運営などについて、内閣府令で定める基準を参酌した条例、これを整備することが定められました。

そのために、法改正後に、県あるいはセンターを設置している他の県内自治体と協議を進めてまいりましたけれども、その協議を踏まえ、今回の提案に至ったものでございます。

次に条例の内容についてご説明をいたします。国が示しますその参酌基準というのが、6 項目ほどあげられております。これらの参酌基準を今まで運営してまいりました市の消費生活センターの要綱がございますが、これに反映をさせて、新たに条例として制定をするものでございます。参酌の基準につきましては、まず第 1 項目としましては、消費生活センターの名称、住所、それから相談を行う日時などについて、公示するということとされておまして、これが条例案の第 2 条、名称及び位置、それから第 3 条の所掌事務、第 4 条の開所時間、それから裏面にいきます第 5 条休所日に規定をされております。

次に基準の第 2 項目としましては、センター長及び事務を行うために必要な職員を配置することとされておまして、これが条例第 6 条組織のところに記載をされております。

次に基準の第 3 項目としまして、消費生活相談員資格試験合格者、これを相談員として配置するということとされておまして、これが条例の第 7 条消費生活相談員に規定をされております。

次に基準の第 4 項目としまして、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる、ということとされておまして、これが条例案の第 8 条、消費生活相談員の人材及び処遇の確保に規定をされております。

次に基準の第 5 項目としまして、職員に対する研修の機会を確保するということとされております。これは、条例案の第 9 条、消費生活相談員等の事務に従事する職員に対する研修というところで規定をされております。

最後の基準第 6 項目としましては、情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるということとされておまして、これが条例案第 10 条、情報の安全管理に規定されております。

附則でこの条例は 28 年 4 月 1 日から施行するということとしております。

なお、この条例制定に伴いまして、4 月 1 日からは、消費生活センターは、今までふれ愛支援センターのところにございましたけれども、南分館の 1 階に移転をしまして、シルバー

人材センターの委託業務から、市による直營業務というふうに計画をしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今現在、坂戸のふれ愛支援センターのほうで設置をして、3名の相談員でやっただいているわけですが、そうすると、センター長、消費生活相談員ということで、3名体制で一応4月からやろうという部分なのか。これはこの資格試験に合格した者を相談員としてですが、今現在3名の相談員の中で、3名とも試験に合格されているのではないかと思います。そんなところの4月からの人員の配置ですね、それについてお聞かせ願いたい。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 職員体制ですが、昨年の11月までは3名体制でしたが、11月末に1名の方が退職されて、平成28年度からは2名体制ということで考えております。資格を持っている職員は一応1名ということです。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これはひとこと、かなりヤミ金が猛威をふるいまして、その後、法の中で整備が義務づけられたというふうに、自分は解釈しております。参考までに、近年の相談の件数とか内容、また指導法、それについて教えられる部分があったら教えてください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 相談件数は、大体230から多いときには310件くらいです。主な相談というのは、電話販売だとか、架空請求、あと多重債務請求、それから、相続関係の相談というようなものもあります。それで、相談員で手におえないものについては、弁護士さんとかそういうところにあっせんしているというような状況です。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 もう時効になっていますから、ぶっちゃけ言いますが、私もかなりヤミ金とは交渉した覚えがあります。市民の相談を受けてからですが、その際、何人かさせてもらった中で一番大事なのは、多重債務あたりが、今、相談にあるというような話を聞きましたけれども、その後の生活リズムをきちんと整えていく、そういう指導だと思っています。その辺の指導についての資格であるとか、そういう相談員の得意な分野であるとか、そういうようなことを踏まえた人選かどうか、それもひとつ聞かせてください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 職員の適性ということですが、今現在いる職員というのは、市役所のOB、または農協のOBということで、事務に精通している方だと私どもは思っております。そういう方から市役所なり、または農協を辞めて勉強していただいて、資格をとって——2人の方の1人しかとっていませんけれども、ある程度適性があるものだと判断してお

ります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 39 号議案 南魚沼市消費生活センター条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 39 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 40 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 40 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。建物が老朽化し、政策空き家としておりました市営住宅 1 棟を、先年秋に解体撤去したことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので 3 ページをごらんください。南魚沼市市営住宅条例の市営住宅の設置を規定しております第 1 条第 1 項の別表でございます。塩沢地域の北原住宅で 3 戸からなる長屋住宅の 6 号棟を取り壊しましたので、右側現行欄の「5 号棟・6 号棟、管理戸数 9 戸」を、左側改正案のように 6 号棟を削り、「5 号棟、管理戸数 6 戸」とするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例の施行日を交付の日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長に質問いたします。このたび、こう古い住宅が減るわけですが、新たに市営住宅というものをつくる考えがあるのかないのか。また、ほかの自治体では民間のアパート等を補助をして、市が、市営ではないですけどもそういう形で——建てるのはなかなかお金がかかるということもありまして、そういうことで補助をしている自治体もあるそうです。そういう考えはあるのかということ。

それと、うちの市では I ターン、U ターンということを推進しております。市営住宅とい

いますと、一般的にですけれども、市内の方が入っている例が多いと思います。他の自治体からも来てもいいということにはなっているのですけれども。また、Iターン、Uターンを進めているということで、そういう方たちが市営住宅に入りやすい、また帰ってきたときに、空き家等とかもあるのですけれども、そういったような形で推進しているのであれば、何かしら手立ては必要ではないかと私は思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 今、ここで新しい市営住宅を建設しようということは考えてはおりません。当面、現在の住宅のリニューアル等も含めて、長寿命化を図っていこうということが主流であります。今後ということになりますと、今議員がおっしゃったように、新たに市で建てるということもそれは1つの選択肢ですけれども、民間の業界の皆さん方と、協力をし合いながら、市営として例えば借り上げるとか、そういうことも1つの選択肢であろうと思ひております。

Iターン、Uターンについては、状況を見極めながら、そういう皆さん方が住宅に困窮するようなことは避けなければなりませんので、それらについては状況次第ということで、今のところ、特別その皆さんのためにこうしようということを念頭に置いているというところではございません。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、いい答弁をいただきましたけれども、本当に困窮している人も多く、また、やはり新しくできれば人気が出ると思うのですけれども、今の市長の答弁のように早く検討段階に入って、いいようにしていただければと思ひます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第40号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を3時ちょうどといたします。

〔午後2時40分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○議 長 日程第 21、第 41 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 初めに、提案理由をご説明する前に、議案資料新旧対照表の一部に不足がございましたので、お知らせをするとともに、おわびを申し上げたいと思います。新旧対照表の 26 ページ、27 ページにかけまして、表の下に「備考 1」というのがございますが、ここに下線が不足をしておりましたので、おわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、41 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。平成 27 年 11 月 13 日に、対象火器設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が交付されましたことに伴いまして、条例の別表第 3 を改正したいものでございます。

議案資料新旧対照表の 16、17 ページ、厨房設備の項をごらんください。従来の「ドロップイン式」という表現を日本工業規格に合わせまして「組込型」に改めるとともに、近年ではガスコンロの下に、グリドルという鉄板を直火で熱して調理する機能を備えたものが、市場に流通していることを踏まえまして、「グリドル付こんろ」を別表第 3 に追加したいものでございます。なお、可燃物からの離隔距離は、安全性の検証を行った結果、グリル付こんろと同様としております。

次に 23 ページの調理用器具の項をごらんください。同様に調理用器具、気体燃料、バーナーが露出の部分に、「グリドル付こんろ」を追加したいものでございます。

24 ページ、25 ページの電気調理用機器の項をごらんください。最近では入力が 5.8 キロワットである電磁誘導加熱式調理器、一般的には IH 調理器といわれているものでありますが、これらが流通をしておりまして、安全性の検証を行った結果、従来から別表第 3 に定められておりました、入力が 4.8 キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器と比較しても安全性に問題がないことから、入力が「5.8 キロワット以下」である電磁誘導加熱式調理器をこの項に追加したいものでございます。

また、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器のカッコを残したまま追加しますと、規定が煩雑になることから、これらの項を「電気調理器用機器」としまして統合するものでございます。

なお、別表の改正に合わせまして、備考欄の体裁を整えるための改正も行うものでございます。

9 ページに戻りまして附則をごらんください。施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日としたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 41 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 42 号議案 南魚沼市公共下水道建設基金条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 42 号議案 南魚沼市公共下水道建設基金条例の廃止について説明を申し上げます。本条例につきましては、旧六日町での公共下水道建設基金条例を、平成 16 年の合併時に新市がそのまま引き継いだものであります。基金の残高につきましては、平成 20 年度がピークでありまして、1 億 6,250 万円ほどでありました。本条例制定以降、毎年度の予算におきまして、下水道建設事業の財源の一部としまして基金繰入金に計上してまいりました。

平成 26 年度末で基金の残高が 1,000 万円、平成 27 年度予算でその 1,000 万円を予算化しております。本年度末、平成 27 年度末で基金の残高がなくなることで、平成 27 年度で下水道の面整備が終了するということをもちまして、今回ここで本条例を廃止としたいものでございます。

附則としましては、本条例の施行期日は公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 南魚沼市公共下水道建設基金条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 43 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第 43 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

第 5 条資本剰余金であります。平成 25 年度まで採用をしておりましたみなし償却と、みなし償却をする際に生じます資本剰余金に関する条項となっております。みなし償却制度につきましては、平成 26 年度の制度改正により廃止となっております。平成 26 年度以降、資本的支出によって取得をされた資産については、全てその総額について償却することとなっております。

こうした経過から、みなし償却制度が廃止されたことと、みなし償却制度により生ずる資本剰余金が全くなくなるということから、本条につきまして全文削除をしたいものでございます。

なお、本条の削除によりまして、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げるものでございます。

附則であります。施行期日は公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 43 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は、原案のとおり可決しました。

○議 長 日程第 24、第 44 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 44 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

内容につきましては、43 号議案の南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正、これと全く同様の内容となっております。みなし償却制度の廃止と、それにかかわる資本剰余金がなくなるということから、第 5 条の資本剰余金の条項を削除し、その 5 条以降を 6 条を 5 条とし、7 条から 9 条を 1 条ずつ繰り上げるという内容でございます。

1 ページをごらんください。施行期日は公布の日としたいものでございます。

説明は以上ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、あす 3 月 8 日火曜日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 3 時 09 分〕